

熊本県の機関等による個人情報の保護に関する法律に基づく処分に係る審査基準

令和5年3月23日決定

第1 はじめに

本審査基準は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「法」という。）に基づき、熊本県の機関（議会を除く。）及び熊本県が設立した地方独立行政法人（以下「実施機関」という。）が行う処分に際して、準拠すべき法の解釈等を具体的に示したものである。

法に基づく処分の判断に当たっては、本審査基準及び「個人情報の保護に関する法律についての事務対応ガイド（行政機関等向け）」（個人情報保護委員会事務局）により行うこととする。また、その運用に当たっては、個々の請求ごとに保有個人情報の内容等を勘案し、かつ、法の規定の趣旨に沿って、個々具体的に判断する。

なお、この基準において使用する用語は、法、個人情報の保護に関する法律施行令（平成15年政令第507号。以下「政令」という。）及び熊本県個人情報の保護に関する法律施行条例（令和4年熊本県条例第44号。以下「条例」という。）によるものとする。

第2 保有個人情報開示請求に係る処分（開示・不開示）に関する基本的事項

1 開示・不開示の基本的考え方

保有個人情報の開示請求制度は、個人が、実施機関が保有する自己に関する個人情報の正確性や取扱いの適正性を確認する上で重要な制度であるため、法は、不開示情報以外は開示する義務を負うとの原則開示の枠組みとしている。一方で、本人や第三者、法人等の権利利益や、国の安全、公共の利益等も適切に保護する必要があるため、本人に対して開示することによる利益と開示しないことによる利益とを適切に比較衡量する必要がある。

このため、法は、開示しないことに合理的な理由がある情報を不開示情報としてできる限り明確かつ合理的に定め、この不開示情報が含まれていない限り、開示請求に係る保有個人情報を開示しなければならないこととしている。

2 不開示決定の類型

保有個人情報開示請求に対し不開示決定を行うのは、以下に該当する場合は考えられる。なお、いずれも処分性を有し、行政不服審査法（平成26年法律第68号）や行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）に基づき争うことが可能である。

- (1) 開示請求の対象が法第60条第1項に定める保有個人情報に該当しない場合又は開示請求に係る保有個人情報が存在しない場合
- (2) 法第76条に定める開示請求権を有しない者から開示請求があった場合

- (3) 開示請求に係る保有個人情報の全部が、法第78条第1項各号に定める不開示情報に該当し、全て不開示とする場合（不開示情報に該当する部分を、それ以外の部分と容易に区分して除くことができない場合を含む。）
- (4) 法第81条の規定により開示請求を拒否する場合
- (5) 開示請求の対象が、法第124条（適用除外等）により、法の開示請求の対象外のものである場合
- (6) 保有個人情報の特定が不十分である場合等、開示請求に形式的な不備がある場合
- (7) 権利濫用に関する一般法理が適用される場合（法には、権利濫用に係る特別の規定は設けられていないが、権利濫用が許容されないことは法令等の一般原則として当然であり、開示請求が権利濫用に当たる場合は不開示決定を行う。どのような場合に権利濫用に当たるかは、開示請求の態様や開示請求に応じた場合の実施機関の業務への支障及び国民一般の被る不利益等を勘案し、社会通念上妥当と認められる範囲を超えるものであるか否かを個別に判断することになる。実施機関の事務を混乱、停滞させることを目的とする等開示請求権の本来の目的を著しく逸脱したような開示請求は、権利の濫用として請求を拒否できるものと考えられる。なお、開示請求の対象となる保有個人情報が著しく大量であることにより事務の遂行に著しい支障が生じるおそれがあっても、前述のように実施機関の事務を停滞、混乱させることを目的とする等の場合を除き、単に事務処理上対応が困難という場合は、処理期限の特例により対処するものであって、権利の濫用に該当しない。）

第3 保有個人情報該当性（法第60条第1項関係）に係る審査基準

【法第60条第1項】

（定義）

第60条 この章及び第8章において「保有個人情報」とは、行政機関等の職員（独立行政法人等及び地方独立行政法人にあっては、その役員を含む。以下この章及び第8章において同じ。）が職務上作成し、又は取得した個人情報であって、当該行政機関等の職員が組織的に利用するものとして、当該行政機関等が保有しているものをいう。ただし、行政文書（行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成11年法律第42号。以下この章において「行政機関情報公開法」という。）第2条第2項に規定する行政文書をいう。）、法人文書（独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（平成13年法律第140号。以下この章において「独立行政法人等情報公開法」という。）第2条第2項に規定する法人文書（同項第4号に掲げるものを含む。）をいう。）又は地方公共団体等行政文書（地方公共団体の機関又は地方独立行政法人の職員が職務上作成し、又は取得した文書、図画及び電磁的記録であって、当該地方公共団体の機関又は地方独立行政法人の職員が組織的に用いるものとして、当該地方公共団体の機関又は地方独立行政法人が保有しているもの（行政機関情報公開法第2条第2項各号に掲げるものに相当するものとして政令で定めるものを除く。）をいう。）（以下この章において「行政文書等」という。）に記録されているものに限る。

【政令第16条】

（地方公共団体等行政文書から除かれるもの）

第16条 法第60条第1項の政令で定めるものは、次に掲げるものとする。

- (1) 官報、公報、白書、新聞、雑誌、書籍その他不特定多数の者に販売することを目的として発行されるもの
- (2) 公文書館、研究所、博物館、美術館、図書館その他これらに類する施設として地方公共団体の長が指定する施設において歴史的若しくは文化的な資料又は学術研究用の資料として次に掲げる方法により特別の管理がされているもの
 - イ 当該資料が専用の場所において適切に保存されていること。
 - ロ 当該資料の目録が作成され、かつ、当該目録が一般の閲覧に供されていること。
 - ハ 次に掲げる場合を除き、一般の利用の制限が行われていないこと。
 - ① 当該資料に地方公共団体の情報公開条例に規定する不開示情報（行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成11年法律第42号）第5条に規定する不開示情報に相当するものをいう。）が記録されていると認められる場合に、当該資料（当該情報が記録されている部分に限る。）の一般の利用を制限すること。
 - ② 当該資料の全部又は一部を一定の期間公にしないことを条件に法人その他の団体（国又は独立行政法人等を除く。）又は個人から寄贈又は寄託を受けている場合に、当該期間が経過するまでの間、当該資料の全部又は一部の一般の利用を

制限すること。

③ 当該資料の原本を利用させることにより当該原本の破損若しくはその汚損を生ずるおそれがある場合又は当該資料を保有する施設において当該原本が現に使用されている場合に、当該原本の一般の利用の方法又は期間を制限すること。

ニ 当該資料の利用の方法及び期間に関する定めがあり、かつ、当該定めが一般の閲覧に供されていること。

ホ 当該資料に記録されている個人情報の漏えいの防止のために必要な措置を講じていること。

【解説】

1 「行政機関等の職員」とは、熊本県においては、知事、行政委員会の委員、監査委員、警察本部長、病院事業の管理者及び県が設立した地方独立行政法人の役員のほか、実施機関の職務上の指揮監督権限に服する全ての職員（非常勤職員、臨時職員等を含む。）をいう。また、地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項に定める実施機関の附属機関の委員も含まれる。

2 「職務上作成し、又は取得した」

実施機関の職員が当該職員に割り当てられた仕事を遂行する立場で、すなわち公的立場において作成し、又は取得したことをいう。

3 「組織的に利用する」

作成又は取得に関与した職員個人の段階のものではなく、組織の業務上必要な情報として利用されることをいう。

4 「行政機関等が保有している」

職務上作成し、又は取得した個人情報について事実上支配している（当該個人情報の利用、提供、廃止等の取扱いについて判断する権限を有している）状態をいう。したがって、例えば、実施機関が個人情報をクラウドサービス上で利用しており、物理的には当該個人情報が当該クラウドサービスを提供する事業者の管理するサーバ上に保管されている場合であっても、これに含まれ得る。

5 「地方公共団体等行政文書（地方公共団体の機関又は地方独立行政法人の職員が職務上作成し、又は取得した文書、図画及び電磁的記録であって、当該地方公共団体の機関又は地方独立行政法人の職員が組織的に用いるものとして、当該地方公共団体の機関又は地方独立行政法人が保有しているもの（行政機関情報公開法第2条第2項各号に掲げるものに相当するものとして政令で定めるものを除く。）をいう。）」

(1) 「地方公共団体の機関又は地方独立行政法人の職員」

上記1と同様。

(2) 「職務上作成し、又は取得した」

実施機関の職員が当該職員に割り当てられた仕事を遂行する立場で、すなわち公的立場において作成し、又は取得したことをいい、作成したこと及び取得したこ

とについて、文書管理のための帳簿に記載すること、收受印があること等の手続的な要件を満たすことを要するものではない。また、職務に関連して職員が個人的に作成し、又は取得した備忘的メモ、参考資料等は除くものとする。この場合において文書等に関して当該職員自身が法律上の作成権限又は取得権限を有するか否かを問わない。

職務には、地方自治法第180条の2又は第180条の7の規定により、実施機関の職員が受任し、又は補助執行している事務が含まれる。

なお、地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号）第18条の規定により地方公務員共済組合の業務に職員が従事する場合、職員が職務に専念する義務の免除を受けて本県以外の団体等の一定の職や地位に基づき当該団体等の業務を行う場合、職員が休暇中に私事・私用に従事する場合などに当該職員が作成し、又は取得した文書は、法令の規定に基づき職員が本県の職員としての職責を明確に離れて文書を作成し、又は取得したのであるから、当該文書は本号の「職務上作成し、又は取得」の要件を満たさず、地方公共団体等行政文書に該当しないといえる。ただし、例えば、これらの文書が課の共用書架に配置され、本県の職務に就いている他の課員（＝本県の職員としての職責を離れていない職員）が日常的に業務の用に供している実態にある場合には、これらの文書は、当該他の課員が職務上取得したものといえ、また、組織的に用いるものとして管理されているのであるから、地方公共団体等行政文書に該当すると判断される。

(3) 「地方公共団体の機関又は地方独立行政法人の職員が組織的に用いるもの」

作成又は取得に関与した職員個人の段階のものでなく、組織としての共用文書の実質を備えた状態、すなわち、当該実施機関の組織において業務上必要なものとして利用又は保存されている状態のものを意味する。

したがって、①職員が単独で作成し、又は取得した文書であって、専ら自己の職務の遂行の便宜のためにのみ利用し、組織としての利用を予定していないもの（自己研鑽のための研究資料、備忘録等）、②職員が自己の職務の遂行の便宜のために利用する正式文書と重複する当該文書の写し、③職員の個人的な検討段階に留まるもの（決裁文書の起案前の職員の検討段階の文書等。なお、担当職員が原案の検討過程で作成する文書であっても、組織において業務上必要なものとして保存されているものは除く。）などは、組織的に用いるものには該当しない。

作成又は取得された文書が、どのような状態にあれば組織的に用いるものと言えるかについては、①文書の作成又は取得の状況（職員個人の便宜のためにのみ作成又は取得するものであるかどうか、直接的又は間接的に当該実施機関の管理監督者の指示等の関与があったものであるかどうか）、②当該文書の利用の状況（業務上必要として他の職員又は部外に配付されたものであるかどうか、他の職員がその職務上利用しているものであるかどうか）、③保存又は廃棄の状況（専ら当該職員の判断で処理できる性質の文書であるかどうか、組織として管理している職員共用の保存場所で保存されているものであるかどうか）などを総合的に考慮して実質的な判断を行うこととなる。

また、どの段階から組織として共用の地方公共団体等行政文書たる実質を備えた状態になるかについては、当該組織における文書の利用又は保存の実態により判断されることとなるが、例えば、①決裁を要するものについては起案文書が作成され、回議に付された時点、②会議に提出した時点、③申請書等が実施機関の事務所に到達した時点、④組織として管理している職員共用の保存場所に保存した時点等が一つの目安となろう。

(4) 「地方公共団体の機関又は地方独立行政法人が保有しているもの」

それぞれの実施機関が現実に保管、保存している文書をいう。

したがって、保存期間を過ぎ、廃棄の手続がとられた文書については、地方公共団体等行政文書に該当しない。

ただし、熊本県行政文書管理規程（平成24年熊本県訓令第9号。以下「管理規程」という。）等に定める一定の事務処理手続を経ていない場合や所定の保存期間を過ぎていた場合であっても、事実上、共用の書架等に現実に保管されている文書については、「当該組織において利用可能な状態で保管又は保存されているもの」に該当する。

(5) 「（行政機関情報公開法第2条第2項各号に掲げるものに相当するものとして政令で定めるものを除く。）」

政令第16条に規定するものは、地方公共団体等行政文書から除かれる。

ア 「官報、公報、白書、新聞、雑誌、書籍その他不特定多数の者に販売することを目的として発行されるもの」（政令第16条第1項）

一般に容易に入手・利用が可能なものは、開示請求権制度の対象とする必要がなく、対象とした場合には、図書館代替りの利用等制度の趣旨に合致しない利用が見込まれ、実施機関の事務負担の面からも問題がある。

しかしながら、一般に特定の文書の入手が容易であるかどうかの判別が困難であることから、「不特定多数の者に販売することを目的として発行されるもの」を典型的に対象文書から除くこととしたものである。不特定多数の者に販売することを目的として発行される文書は、紙媒体のものに限るものではなく、インターネット上で不特定多数の者への有償頒布を目的として発行される新聞、雑誌、書籍等も含まれる。

実施機関が公表資料等の情報提供を行っているものについては、本号に該当せず、開示請求の対象となる。これは、このような情報提供については、その内容、期間、方法等が実施機関の裁量にゆだねられており、例えば、特定の期間や地域に限って提供されるものがあることから、一律に対象から除くことは適当ではない。ただし、実際の運用においては、情報提供で対応できる場合は、情報プラザ又は担当部局・課において配布していること、県庁ホームページに掲載していること等を教示するなどの対応が適当であると考えられる。

イ 「公文書館、研究所、博物館、美術館、図書館その他これらに類する施設として地方公共団体の長が指定する施設において歴史的若しくは文化的な資料又は学術研究用の資料として次に掲げる方法により特別の管理がされているもの」

(政令第16条第2号)

当該施設の利用規程等に従って施設を利用し、閲覧等を行うことにより、一般にその内容を容易に知り得るものであり、本制度の対象とする必要はないことから、地方公共団体等行政文書から除外したものである。

ウ 特定歴史公文書の取扱い

特定歴史公文書（熊本県行政文書等の管理に関する条例（平成23年熊本県条例第11号）第2条第6項に規定する特定歴史公文書をいう。以下同じ。）は、必ずしも「地方公共団体等行政文書」から除かれるものではない。したがって、特定歴史公文書についても政令第16条第2号の規定に沿って「地方公共団体等行政文書」に該当するかどうかの判断が必要である。

【運用】

1 地方公共団体等行政文書の類型毎の具体例

(1) 作成した文書

ア 台帳類、帳簿類及び簡易又は定型的な文書は、当該組織において一定の事務処理手続に付されることが予定されているため、担当者が作成した時点で組織的に用いるものとして作成されたもので、当該組織において利用可能な状態で保管又は保存されているものと認められる。

イ 起案文書は、組織としての意思決定を行うため課長等の決裁を求めるものであるから、起案者が作成し、回議に付された時点で、組織的に用いるものとして作成されたものであり、当該組織において利用可能な状態で保管又は保存されているものと認められる。

(ア) (1)アの「当該組織において利用可能な状態で保管又は保存されているもの」とは、実施機関が現実に保管又は保存しているものをいう。

(イ) 所定の保存年限が経過したことにより、廃棄すべきものであっても、事実上継続して保管又は保存されているものについては、「当該組織において利用可能な状態で保管又は保存されているもの」に該当する。

(ウ) 内部検討の途上にある文書については、その間も「当該組織において利用可能な状態で保管又は保存されているもの」と解する。

ウ その他の作成した文書のうち、地方公共団体等行政文書に該当することとなる例として、次のようなものが考えられる。

(ア) 決裁の手続が終了した文書

(イ) 課長等を含む内部検討に付された段階の素案等

(ウ) 部内課長会議その他課をまたがる会議や打ち合わせ等に提出された資料

(エ) 庁議、政策部長会議、部局等をまたがる関係部課長会議や政策調整会議等に提出された資料

(オ) 庁内の組織間での事務説明用に提出された資料

(カ) 審議会、懇談会等の資料

(キ) 説明会、対外的打ち合わせ等の資料

(ク) 事務マニュアル、業務日程表等、業務上必要なものとして組織的に利用される文書

(2) 取得した文書

取得した文書のうち、地方公共団体等行政文書に該当することとなる例として、次のようなものが考えられる。

ア 供覧の手続が終了した文書

イ 供覧の手続の途中の文書

ウ 会議等で受領した資料

エ 申請書、届出書、報告書等、通常、一定の法的手段として実施機関の職員が取得する文書

オ 通知文書、照会文書等、通常、国や他の機関等によって作成され、実施機関の職員が取得する文書

カ 委託契約等に基づき得られた成果物

(3) 電磁的記録の取扱い

電磁的記録についても、その考え方は、上記(1)又は(2)と同様である。

ア 職員に配備されているパソコンのハードディスク、USBメモリ等(以下「ハードディスク等」という。)の記録の扱い

(ア) ハードディスク等の記録が、当該組織において利用可能な状態で保存されている場合は、地方公共団体等行政文書に該当する。

(イ) 起案文書や職務上の内部検討資料等を作成するため、職員が事務処理の過程で補助的、手段的に作成した下書き、メモ的な記録は、通常、職員の個人的な検討段階に留まるものであり、当該職員の判断により、随時、変更、修正、消去又は廃棄等が可能と考えられるため、組織共用の実態を備えているとはいえず、地方公共団体等行政文書には該当しない。

イ 録音テープ、ビデオテープの記録の扱い

会議内容等を収録した録音テープやビデオテープに記録された電磁的記録についても地方公共団体等行政文書となり得る。

ウ 業務用システムのデータ等の扱い

汎用コンピュータ、オフィスコンピュータ、サーバ等により処理されている業務用システム(当該事務処理のために特別に作成されたプログラム等を用いてパソコン等により処理を行っているものを含む。)のデータ等については、実施機関が組織的に利用可能な状態で保存しているものと認められるので、原則として地方公共団体等行政文書に該当する。

第4 保有個人情報開示請求権（法第76条関係）に係る審査基準

【法第76条】

（開示請求権）

第76条 何人も、この法律の定めるところにより、行政機関の長等に対し、当該行政機関の長等の属する行政機関等の保有する自己を本人とする保有個人情報の開示を請求することができる。

2 未成年者若しくは成年被後見人の法定代理人又は本人の委任による代理人（以下この節において「代理人」と総称する。）は、本人に代わって前項の規定による開示の請求（以下この節及び第127条において「開示請求」という。）をすることができる。

【趣旨】

本条は、何人も自己情報の開示請求を行うことができることを定めるとともに、未成年者若しくは成年被後見人の法定代理人又は本人の委任による代理人は、本人に代わって開示請求ができることを定めたものである。

第1項関係

【解説】

- 1 この規定は、自己を本人とする保有個人情報について、当該本人による開示請求を権利として広く何人にも認めたものである。
- 2 「何人も」とは、自然人全てをいい、県民に限らず他県の者や外国人も含まれる。
- 3 「自己を本人とする保有個人情報」とは、個人がその個人情報の本人となっている場合の保有個人情報をいい、開示請求をすることができるのは、自己に関する保有個人情報に限られる。

【運用】

- 1 自己と自己以外のものの個人情報とが、その内容において不可分の状態で記録されているなど、一体となって自己に関する保有個人情報を形成している場合は、自己以外のものの情報を含めて、「自己を本人とする保有個人情報」となる。
- 2 自己を本人とする保有個人情報の開示請求権を創設したことは、実施機関が本人から開示の申出を受けた場合に、任意にこれに応じること（情報提供）を制限するものではない。しかしながら、この場合も個人情報の保護の観点から本人確認は慎重に行うことが必要である。
- 3 この法に基づく権利の内容は、自己を本人とする保有個人情報の開示を請求できる権利である。したがって、保有個人情報の開示の請求をすることができるのは、当該保有個人情報の本人のみであり、たとえ法定代理人ではない家族等から開示請求があっても、本人による委任がない限り開示請求そのものが認められない。
- 4 開示を求める保有個人情報が自己以外の者の保有個人情報である場合などは、実施

機関の職員は開示請求者に対し、当該開示請求に係る個人情報の内容が法の開示請求の対象とならない旨を十分に説明するものとする。

- 5 死者に関する情報については、個人情報に該当しないため開示請求の対象とならないが、死者に関する情報が同時にその遺族等の生存する個人に関する情報でもある場合には、当該生存する個人を本人とする開示請求となる。請求の対象である死者に関する情報が、生存する個人に関する情報に該当するか否かは、当該情報の内容と当該個人との関係などを個別に検討して判断する必要がある。また、この検討に当たっては、開示請求者に対して必要な書類等の提出を求める等の対応を行うことが考えられる。

生存する個人（開示請求者）を本人とする個人情報でもありと考えられる情報とは、次のものが考えられる。

- (1) 死者である被相続人から開示請求者が相続により取得した当該被相続人の財産に関する情報

(例) 開示請求者が相続した土地について、被相続人が県と締結した土地売買や交換等に関する契約書

- (2) 死者である被相続人から開示請求者が相続により取得した当該被相続人の権利義務に関する情報

(例) 被相続人が事故により死亡し、開示請求者が損害賠償請求権を相続した場合に、開示請求者が当該権利を行使するために必要な被相続人の事故後の診療記録

- (3) 死者の死に起因して、開示請求者が相続以外の原因により取得した権利義務に関する情報

(例) 開示請求者が、死者の死に伴い取得した近親者固有の慰謝料請求権を行使するために必要な当該死者の死亡の経緯に関する報告書

第2項関係

【解説】

- 1 「未成年者」とは、年齢が成年すなわち満18年に達しない者をいう（民法第4条参照）。また、「成年被後見人」とは、民法第7条の規定により後見開始の審判を受けた者をいう。
- 2 「法定代理人」とは、民法上の法定代理人である。民法上、本人の信任に基づかないで生ずる代理を法定代理といい、その代理人を法定代理人という。
- 3 「未成年者の法定代理人」は、第1次的には親権者、第2次的には未成年者後見人であり、「成年被後見人の法定代理人」は、成年後見人である。
- 4 法定代理人による開示請求を認めているのは本人が開示請求権を行使していない場合にのみ法定代理人が行使できるという趣旨ではなく、既に本人が開示請求をしている場合であっても、必要な限度で法定代理人自身の名をもって開示請求権を行使できるという趣旨である。

その根拠は、次のとおりである。

- (1) 本人が十分に判断能力を有しない状態にある場合に、本人が権利を行使したことをもって、法定代理人の権利行使を阻むとすれば、本人の利益のために法定代理人の行使を認めた趣旨が損なわれること。また、法定代理人の権利が単なる時間的な差によって、発生したり消滅したりする（本人の行使前は法定代理権の行使が認められ、本人の行使時及び行使後は認められない。）ことになること。
 - (2) 一般に、代理行使が制限を受ける場合は、明文をもってその制限が規定されているのが普通であるが、本項の規定のように制限する文言がない場合に、解釈で権利行使を制限するのは、困難であること。
- 5 未成年者又は成年被後見人であっても、自ら開示請求をすることができる場合は、これを妨げるものではない。したがって、本人と法定代理人が重複して開示請求をすることもある。
- 6 「本人の委任による代理人」とは、本人の意思に基づいて発生する代理権を有する代理人（任意代理人）をいう。

【運用】

- 1 未成年者又は成年被後見人からの開示請求については、本人の意思を十分に尊重すべきであるので、当該未成年者又は成年被後見人の意思能力の存在が確認できる限りこれを認めるべきであり、法定代理人もこれを取り消せないものとする。
- 2 未成年者の法定代理人による開示請求に係る当該未成年者への意見聴取
法定代理人は、本人の利益のために代理行為を行う義務はあっても、代理行為には本人の同意を要しないため、本人の意思と独立して開示請求をすることができる。しかし、本人が一定の年齢（15歳以上）に達している場合は、意思能力があると認められるので、必要に応じ、本人に対し、請求のあった保有個人情報の開示についての意見を聴くものとする。
なお、この場合において、法定代理人へ開示することについて本人の同意がなく、しかも法定代理人に開示することによって本人に不利益を与えると認められる場合は、法第78条第1項第1号の規定により開示しないものとする。
- 3 未成年者の法定代理人による開示請求権の行使については、父母による親権の共同行使を要件とせず、父母それぞれが単独で開示請求権の行使ができるものとする。その根拠は次のとおりである。
 - (1) 本条の開示請求権は、本人の権利を実現する手段として法定代理人による権利行使の制度を設けたものであること。
 - (2) 父母による親権の共同行使の制度（民法第818条第3項）は、本人の利益を実現する手段として設けたものであるが、共同行使を要件とすると、一方の法定代理人の事情により開示請求権が円滑に行使されなくなるなど、本人の権利利益の保護を制約するおそれがあること。
- 4 本人の委任による代理人は、開示請求時に本人からの委任状その他その資格を証明する書類（開示請求をする日前30日以内に作成されたものに限る。）を実施機関に

提示し、又は提出しなければならない。また、当該委任状等のほか、必要に応じ、本人に対して確認書を送付し、その返信をもって本人の意思を確認することが考えられる。

第5 不開示情報該当性（法第78条第1項等関係）に係る審査基準

【法第78条】

（保有個人情報の開示義務）

第78条 行政機関の長等は、開示請求があったときは、開示請求に係る保有個人情報に次の各号に掲げる情報（以下この節において「不開示情報」という。）のいずれかが含まれている場合を除き、開示請求者に対し、当該保有個人情報を開示しなければならない。

(1) 開示請求者（第76条第2項の規定により代理人が本人に代わって開示請求をする場合にあつては、当該本人をいう。次号及び第3号、次条第2項並びに第86条第1項において同じ。）の生命、健康、生活又は財産を害するおそれがある情報

(2) 開示請求者以外の個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により開示請求者以外の特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、開示請求者以外の特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）若しくは個人識別符号が含まれるもの又は開示請求者以外の特定の個人を識別することはできないが、開示することにより、なお開示請求者以外の個人の権利利益を害するおそれがあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。

イ 法令の規定により又は慣行として開示請求者が知ることができ、又は知ることが予定されている情報

ロ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、開示することが必要であると認められる情報

ハ 当該個人が公務員等（国家公務員法（昭和22年法律第120号）第2条第1項に規定する国家公務員（独立行政法人通則法第2条第4項に規定する行政執行法人の職員を除く。）、独立行政法人等の職員、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第2条に規定する地方公務員及び地方独立行政法人の職員をいう。）である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る部分

(3) 法人その他の団体（国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人を除く。以下この号において「法人等」という。）に関する情報又は開示請求者以外の事業を営む個人の当該事業に関する情報であつて、次に掲げるもの。ただし、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、開示することが必要であると認められる情報を除く。

イ 開示することにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの

ロ 行政機関等の要請を受けて、開示しないと条件で任意に提供されたものであつて、法人等又は個人における通例として開示しないこととされているものその他の当該条件を付することが当該情報の性質、当時の状況等に照らして合理的であると認められるもの

(4) 行政機関の長が第82条各項の決定（以下この節において「開示決定等」という。）をする場合において、開示することにより、国の安全が害されるおそれ、他国若しくは国際機関との信頼関係が損なわれるおそれ又は他国若しくは国際機関との交渉上不利益を被るおそれがあると当該行政機関の長が認めることにつき相当の理由がある情報

(5) 行政機関の長又は地方公共団体の機関（都道府県の機関に限る。）が開示決定等をする場合において、開示することにより、犯罪の予防、鎮圧又は捜査、公訴の維持、刑の執行その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると当該行政機関の長又は地方公共団体の機関が認めることにつき相当の理由がある情報

(6) 国の機関、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人の内部又は相互間における審議、検討又は協議に関する情報であって、開示することにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に国民の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定の者に不当に利益を与え若しくは不利益を及ぼすおそれがあるもの

(7) 国の機関、独立行政法人等、地方公共団体又は地方独立行政法人が行う事務又は事業に関する情報であって、開示することにより、次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの

イ 独立行政法人等、地方公共団体の機関又は地方独立行政法人が開示決定等をする場合において、国の安全が害されるおそれ、他国若しくは国際機関との信頼関係が損なわれるおそれ又は他国若しくは国際機関との交渉上不利益を被るおそれ

ロ 独立行政法人等、地方公共団体の機関（都道府県の機関を除く。）又は地方独立行政法人が開示決定等をする場合において、犯罪の予防、鎮圧又は捜査その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれ

ハ 監査、検査、取締り、試験又は租税の賦課若しくは徴収に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれ

ニ 契約、交渉又は争訟に係る事務に関し、国、独立行政法人等、地方公共団体又は地方独立行政法人の財産上の利益又は当事者としての地位を不当に害するおそれ

ホ 調査研究に係る事務に関し、その公正かつ能率的な遂行を不当に阻害するおそれ

ヘ 人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれ

ト 独立行政法人等、地方公共団体が経営する企業又は地方独立行政法人に係る事業に関し、その企業経営上の正当な利益を害するおそれ

2 地方公共団体の機関又は地方独立行政法人についての前項の規定の適用については、同項中「掲げる情報（）」とあるのは、「掲げる情報（情報公開条例の規定により開示することとされている情報として条例で定めるものを除く。）又は行政機関情報公開法第五条に規定する不開示情報に準ずる情報であって情報公開条例において開示しないこととされているもののうち当該情報公開条例との整合性を確保するために不開示とする必要があるものとして条例で定めるもの（）」とする。

【条例第4条】※法第78条第2項に基づく特例

(保有個人情報の開示義務)

第4条 法第78条第2項の規定により読み替えて適用する同条第1項の情報公開条例の規定により開示することとされている情報として条例で定めるものは、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 熊本県情報公開条例（平成12年熊本県条例第65号）第7条第2号ウに規定する公務員等（以下「公務員等」という。）の同号ウに規定する職務の遂行に係る情報のうち、当該公務員等の氏名（警察職員及びこれに準ずるものとして実施機関が定める公務員等の氏名並びに法第78条第1項各号（第2号を除く。）に掲げる情報のいずれかに該当するものを除く。）
- (2) 熊本県情報公開条例第7条第3号ただし書に規定する法人等又は個人の名称又は氏名（法第78条第1項各号（第3号を除く。）に掲げる情報のいずれかに該当するものを除く。）

【趣旨】

法第78条第1項柱書は、開示請求に対する実施機関の開示義務を明らかにするものであり、実施機関は、開示請求に係る保有個人情報に不開示情報のいずれかが含まれている場合を除き、当該保有個人情報を開示しなければならないこととしている。

【解説】

1 不開示情報の類型

法第78条各号の不開示情報は、保護すべき利益に着目して分類したものであり、ある情報が各号の複数の不開示情報に該当する場合があります。したがって、ある保有個人情報を開示する場合は、同条各号の不開示情報のいずれにも該当しないことを確認することが必要である。

2 不開示情報該当性の判断の時点

不開示情報該当性は、時の経過、社会情勢の変化、当該情報に係る事務・事業の進行の状況等の事情の変更に伴って変化し、開示請求があった都度判断しなければならない。このような変化は、「おそれ」が要件となっている不開示情報の場合に顕著であると考えられる。一般的には、ある時点において不開示情報に該当する情報が、別の時点においても当然に不開示情報に該当するわけではない。なお、個々の開示請求における不開示情報該当性の判断の時点は、開示決定等の時点である。

第1号関係 本人の生命、健康、生活又は財産を害するおそれがある情報

【趣旨】

- 1 本号は、本人又は代理人に開示することにより、当該開示請求に係る保有個人情報の本人の生命、健康、生活又は財産を害するおそれがある情報について、不開示とすることを定めたものである。

2 法で定める保有個人情報の開示請求制度は、本人又は代理人に対して当該本人に関する保有個人情報を開示するものであり、通例は本人の権利利益を害するおそれはないものと考えられる。しかしながら、開示が必ずしも本人の利益にならない場合も想定され、そのような場合に本人に関する保有個人情報であることを理由として一律に実施機関に開示義務を課すことは合理性を欠くことになることから、このような情報に該当する場合は不開示とすることができるという趣旨である。

【解説】

- 1 「開示請求者」とは、①自己に関する保有個人情報の開示請求をした本人、②未成年者又は成年被後見人の法定代理人が本人に代わって開示請求した場合の当該未成年者又は成年被後見人本人、③本人の委任による代理人が本人に代わって開示請求した場合の当該本人をいう。
- 2 「生命、健康、生活又は財産を害するおそれがある情報」に該当する可能性のある例としては、次のようなものが考えられる。
 - (1) 患者本人が自己のカルテについて開示請求をした場合に、インフォームドコンセントの考え方から、相当程度の病状等を開示することが考えられる場合がある一方で、患者の精神状態、病状の進行状態等から、開示することにより患者本人の病状等の悪化をもたらすことが予見される場合
 - (2) 児童に虐待を加えている親が法定代理人として児童本人に代わって児童の心情等が記載された相談記録等の開示請求をした場合に、開示することにより児童に危害が及ぶおそれがある場合
- 3 本号が適用される局面は、開示することが深刻な問題を引き起こす可能性がある場合であり、その運用に当たっては、具体的ケースに即して慎重に判断する必要がある。

【運用】

1 5歳以上の未成年者の法定代理人による開示請求がなされた場合にあっては、次のような取扱いを行う。

- 1 法定代理人に開示することにより本人の権利利益を侵害するおそれがあると認められる場合には、不開示とすることができる。
- 2 本人の権利利益を侵害するおそれがあるかどうかを判断するために必要な場合には、当該未成年者に対し、意見書の提出を求めるものとする。
- 3 意見書の提出を求めた場合において、当該未成年者が、法定代理人に対する開示に同意しない旨の意見書を提出したときは、当該意見の理由や当該保有個人情報の内容等に応じて、本人の権利利益に反するものとして不開示とすることができる。
- 4 意見書の提出を求めた場合において、未成年者の所在が不明である、意見書が返送されないなどの事情により、本人の権利利益を侵害するおそれがあるかどうかの判断ができない場合には、そのおそれがあるものとして不開示とすることができる。

第2号関係 開示請求者以外の個人に関する情報

【趣旨】

本号は、開示請求のあった保有個人情報の中に、開示請求者以外の第三者（個人）に関する情報が含まれている場合において、第三者に関する情報を開示請求者に開示することにより当該第三者の権利利益が損なわれるおそれがあることから、原則として第三者に関する情報は不開示とすることを定めたものである。

【解説】

1 「開示請求者以外の個人に関する情報」とは、開示請求のあった保有個人情報の中に含まれる開示請求者以外の個人に関する情報のことをいう。

具体的には、次のような場合が考えられる。

- (1) 甲と乙が、ある事件の加害者と被害者である場合のように、一方を欠いては他方が存在できず、両者の情報が密接不可分の関係にある個人情報
- (2) 甲と乙が、共同行為を行っているなど、双方がお互いに影響しあっており、両者の情報が一体化している個人情報
- (3) 甲が、県の相談所に乙の行為等について相談した際の相談記録のうち、乙が個人情報の本人として開示請求をすることができる個人情報

なお、法定代理人が本人に代わって開示請求をした場合には、開示請求者は当該本人であるため、当該法定代理人に係る個人情報は、開示請求者以外の個人に関する情報となる。

2 「事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く」とは、事業を営む個人の当該事業に関する情報は個人情報に含まれるが、明らかに事業に関する情報であると認められる場合には、第3号の法人等に関する情報と同様の要件により不開示情報該当性を判断することが適当であることから、本号の情報から除外したものである。

なお、事業を営む個人の当該事業と直接関係のない個人情報（例：事業を営む個人の家族状況、事業所と区別される財産、所得等）については、本号で判断することになる。

3 「当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により開示請求者以外の特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、開示請求者以外の特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）」とは、熊本県情報公開条例（平成12年熊本県条例第65号）第7条第2号の解釈と同義である。

4 「開示請求者以外の特定の個人を識別することはできないが、開示することにより、なお、開示請求者以外の個人の権利利益を害するおそれがあるもの」

実施機関の保有する個人に関する情報の中には、匿名の作文や、無記名の個人の著作物のように、個人の人格と密接に関連したり、開示すれば財産権その他の個人の正当な利益を害するおそれがあると認められるものがあることから、特定の個人を識別できない場合であっても、開示することにより、なお個人の権利利益を害するおそれがある場合について、補充的に不開示情報として規定したものである。

5 「法令の規定により又は慣行として開示請求者が知ることができ、又は知ることが予定されている情報」（ただし書イ）

- (1) 開示請求者以外の個人に関する情報であっても、あえて不開示情報として保護

する必要性に乏しいものについて、ただし書により、本号の不開示情報から除くこととしたものである。

- (2) 「法令」には、法律、政令、府省令その他国の機関が定めた命令のほか、条例及びこれに基づく規則等が含まれる。

「法令の規定」には、何人に対しても等しく当該情報を開示すること又は公にすることを定めている規定のほか、特定の範囲の者に限り当該情報を開示することを定めている規定が含まれる。

- (3) 「慣行として」とは、慣習法としての法規範的な根拠を要するものではなく、事実上の慣習として知ることができ、又は知ることが予定されていることで足りる。

当該個人情報と同種の情報について、本人が知ることができた事例があったとしても、それが個別的な事例にとどまる限り、「慣行として」には当たらない。

- (4) 「慣行として開示請求者が知ることができ」る情報に該当する例としては、請求者の家族構成に関する情報（家族の名前や年齢、職業等）等が考えられる。

- (5) 「知ることが予定されている情報」とは、実際には知らされていないが、将来的に知られることが予定されている場合である。「予定」とは将来知られることが具体的に決定されていることは要しないが、当該情報の性質、利用目的等に照らして通例知らされるべきものと考えられることをいう。

例えば、複数の者が利害関係を有する事項についての調査結果を当事者に通知することが予定されている場合において、開示請求の時点においては、未だ調査結果の分析中であつたため通知されていなかった場合が想定される。

- 6 「人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、開示することが必要であると認められる情報」（ただし書ロ）

プライバシーを中心とする個人の正当な権利利益は、その性質上、十分に保護されるべきであるが、一方、人の生命、健康その他の基本的な権利利益を保護することは、実施機関の基本的な責務である。

不開示情報該当性の判断に当たっては、当該情報を不開示にすることの利益と開示することの利益との調和を図ることが重要であり、開示請求者以外の個人に関する情報について、不開示にすることにより保護される開示請求者以外の個人の権利利益よりも、開示請求者を含む人の生命、健康等の利益を保護することの必要性が上回る場合には、当該情報を開示しなければならないこととするものである。現実には、人の生命、健康等に被害が発生している場合に限らず、将来これらが侵害される蓋然性の高い場合も含まれる。

この比較衡量に当たっては、個人の権利利益にも様々なものがあり、また、人の生命、健康、生活又は財産の保護にも、保護すべき権利利益の程度に差があることから、個別の事案に応じた慎重な検討が必要である。

なお、この項目に該当するとして開示請求者以外の個人に関する情報が記録されている個人情報を開示しようとする場合には、法第86条第2項に規定する手続（第三者に対する意見書提出の機会の付与等）が必要となる。この場合、開示請求の事実を

開示請求者以外の個人に知られることにより、開示請求者の権利利益を侵害するおそれがあるので、開示請求者が特定されないこと、又は開示請求者の了解を得るなどの配慮が必要となる。

- 7 「当該個人が公務員等（国家公務員法（昭和22年法律第120号）第2条第1項に規定する国家公務員（独立行政法人通則法第2条第4項に規定する行政執行法人の職員を除く。）、独立行政法人等の職員、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第2条に規定する地方公務員及び地方独立行政法人の職員をいう。）である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る部分」（ただし書ハ）

行政文書等には、公務遂行の主体である公務員等の職務活動の過程又は結果が記録されているものが多いが、県の諸活動を説明する責務が全うされるようにするという観点からは、これらの情報を開示する意義は大きい。一方で、公務員等についても、個人としての権利利益は、十分に保護する必要がある。

この両者の要請の調和を図る観点から、少なくとも、どのような地位、立場にある者（「職」）がどのように職務を遂行しているか（「職務遂行の内容」）については、たとえ、特定の公務員等が識別される結果となるとしても、個人に関する情報としては不開示とはしないこととしたものである。

また、法第78条第2項に基づく特例を定めた条例第4条第1号により、警察職員及びこれに準ずるものとして実施機関が定める公務員等の氏名を除き、公務員等の職務の遂行に係る情報のうち当該公務員等の氏名については、行政事務に関する情報であるとともに、行政の説明責任の観点から、開示することとしたものである。

- (1) 「当該個人が公務員等（中略）である場合において」

開示請求者以外の個人に関する情報のうち、当該個人が「公務員等」である場合である。

「公務員等」の職務遂行に係る情報が、例えば、職務遂行の相手方として公務員等以外の個人情報である場合がある。このように一つの情報が複数の個人情報である場合には、各個人ごとに不開示情報該当性を判断する必要がある。すなわち、当該公務員等にとっての不開示情報該当性と他の個人にとっての不開示情報該当性が別個に検討され、そのいずれかに該当すれば、当該部分は不開示とされることになる。

「公務員等」とは、国家公務員法第2条第1項に規定する国家公務員（独立行政法人通則法第2条第4項に規定する行政執行法人の役員及び職員を除く。）、独立行政法人等の役員及び職員、地方公務員法第2条に規定する地方公務員並びに地方独立行政法人の役員及び職員をいい、一般職であるか特別職であるか、常勤であるか非常勤であるかの別を問わないものである。したがって、国務大臣、国会議員、裁判官から地方議会議員、審議会等の構成員の職員で臨時又は非常勤のもの等も含まれる。また、過去において公務員等であった者が当然に含まれるものではないが、公務員等であった当時の情報については、本規定は適用される。

- (2) 「当該情報がその職務の遂行に係る情報であるとき」

「職務の遂行に係る情報」とは、公務員等が県、国、他の地方公共団体、独立行政法人等又は地方独立行政法人の機関の一員として、その組織上の地位に基づいて所掌する事務事業に関して、当該事務事業を実施したことにより記録された情報をいう。例えば、行政処分その他の公権力の行使に係る情報、職務としての会議への出席、発言その他の事実行為に関する情報がこれに含まれる。

また、本規定は、具体的な職務の遂行との直接の関連を有する情報を対象とし、例えば、公務員等の情報であっても、職員の人事管理上保有する身分取扱いに係る情報、健康情報、休暇情報等は管理される職員の個人情報として保護される必要があり、本規定の対象となる情報ではない。

(3) 「当該情報のうち、当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る部分」

「公務員等の職」とは、公務員等の所属する組織名及び職名その他職務上の地位を表す名称をいう。

また、「当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る部分」が同時に他の公務員等の個人に関する情報であり得ることに注意する必要がある。例えば、県立病院の医師が県職員の健康診断を行った場合、当該健康診断に関する情報は、当該医師にとっては当該職務の遂行に係る情報であるが、当該県職員にとっては職務遂行との直接的関連はなく、職務の遂行の内容に係る情報とはいえないことから、県職員の個人に関する情報として、原則的に不開示とされることになる。

なお、「当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容」が、他の不開示情報に該当する場合には、不開示となる。

(4) 公務員等の氏名の取扱い（条例第4条第1号）

法第78条第2項では、情報公開条例で開示することとされている情報を条例で開示情報として定めることができることとされている。

熊本県情報公開条例第7条第2号ウでは、公務員等の氏名（警察職員及びこれに準ずるものとして実施機関が定める公務員等の氏名を除く。）を開示情報と規定しているため、法第78条第2項に基づき、条例第4条第1号により公務員等の氏名を開示情報として規定している。ただし、公務員等の氏名に関しても上記(2)及び(3)について留意する必要がある。

(5) 警察職員及びこれに準ずるものとして実施機関が定める公務員等の職務遂行に係る情報に含まれる当該公務員等の氏名の取扱い

公務員等の職務遂行に係る情報に含まれる当該警察職員及びこれに準ずるものとして実施機関が定める公務員等の氏名については、その職務の特殊性から、氏名を開示することにより、当該警察職員等の私生活等に影響を及ぼす可能性が高いことから、氏名を開示の対象としないこととしたものである。開示した場合、これらの公務員等の私生活等に影響を及ぼすおそれがあり得ることから、私人の場合と同様に個人情報として保護に値すると位置付けた上で、ただし書イに該当する場合には例外的に開示することとするものである。

すなわち、当該公務員等の職及び氏名が、法令の規定により又は慣行として開示請求者が知ることができ、又は知ることが予定されている場合には、職務の遂行に

係る情報について、法第78条第1項第2号のハとともに、イが重疊的に適用され、個人情報としては不開示とはならないことになる。慣行として開示請求者が知ることができるかどうかの判断に当たっては、実施機関により職名と氏名とを公表する慣行がある場合、実施機関により作成され、又は実施機関が公にする意思をもって（あるいは公にされることを前提に）提供した情報を基に作成され、現に一般に販売されている職員録に職と氏名とが掲載されている場合には、その職にある者の氏名を一般に明らかにしようとする趣旨であると考えられ、慣行として開示請求者が知ることができ、又は知ることが予定されていると解される。

【運用】

本号本文に該当する可能性のある情報の具体例としては、次のようなものが考えられる。

- (1) 県民からの対人関係に関する相談記録
- (2) 生徒同士の暴力事件に関する記録（学校事故報告書等）

第3号関係 法人等に関する情報

【趣旨】

本号は、法人等に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報の不開示情報としての要件を定めるものである。

【解説】

- 1 県は、許認可、補助金交付等の事務事業を通じて、法人等又は事業を営む個人の情報を収集しているが、これらの情報は原則として開示する。しかしながら、法人等又は事業を営む個人は、雇用の場の確保、社会への財やサービスの供給等を通じて、社会全体の利益に寄与しており、その適正な活動は尊重、保護されなければならない。
- 2 本号イは、自由経済社会においては、法人等又は事業を営む個人の健全で適正な事業活動の自由を保障する必要があることから、事業活動に係る情報で、開示することにより、当該法人等又は個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるものは、原則として不開示とすることを定めたものである。
- 3 本号ロは、実施機関は行政の執行に当たり、法人等又は事業を営む個人から、法令等の規定に基づく義務としてではなく、当該法人等又は個人の任意の協力に基づいて情報を得ている場合が多いことから、実施機関の要請を受けて、開示しないとの条件の下に提供することを決めた当該情報の提供者における不開示の取扱いに対する期待と信頼を保護するため、当該条件を付することが合理的であると認められる情報は、原則として不開示とすることを定めたものである。
- 4 本号ただし書は、本号イ又はロに該当する情報であっても、法人等又は個人の事業活動によって生ずる危害又は支障から人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、開示することが必要であると認められる情報については、例外的に開示することとしたものである。

また、法第78条第2項に基づく特例を定めた条例第4条第2号により、支出に係

る地方公共団体等行政文書であって、法人等又は個人と実施機関との契約に関するものに記録されている情報のうち当該支出の相手方である法人等又は個人の名称又は氏名に係る部分については、例外的に開示することとしている。

- 5 「法人その他の団体（国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人を除く。以下この号において「法人等」という。）に関する情報又は開示請求者以外の事業を営む個人の当該事業に関する情報」

- (1) 「法人その他の団体」には、株式会社等の会社法上の会社、個別にそれぞれ根拠を持つ一般財団法人、一般社団法人、学校法人、宗教法人等法人格を有する全ての団体のほか、政治団体、外国法人や自治会、商店会、消費者団体、青年団等であって、法人格はないが、当該団体の規約を有し、代表者等の定めのある、いわゆる権利能力なき社団又は財団も含まれる。

国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人については、その公的性格にかんがみ、法人等とは異なる開示・不開示の基準を適用すべきであるので、本号から除き、これらに係る情報については第7号に規定するものである。

「法人等に関する情報」は、法人等の組織や事業に関する情報のほか、法人等の権利利益に関する情報等法人等と何らかの関連性を有する情報を指す。

なお、法人等の構成員に関する情報は、法人等に関する情報であると同時に、構成員各個人に関する情報でもある。

- (2) 「事業を営む個人の当該事業に関する情報」は、事業に関する情報であるので、(1)に掲げた法人等に関する情報と同様の要件により、事業を営む上での正当な利益等について不開示情報該当性を判断することが適当であることから、本号で規定しているものである。

「事業を営む個人」とは、地方税法（昭和25年法律第226号）第72条の2第8項から第10項までに掲げる事業を営む個人のほか、農業、林業、水産業等を営む個人をいう。

「当該事業に関する情報」とは、営利を目的とするか否かを問わず、事業内容、事業所、事業用資産、事業所得等事業活動に関する一切の情報をいい、当該事業活動と直接関係のない個人に関する情報は除く。したがって、事業活動と区別される事業を営む個人の家族構成、個人の所得、財産の状況等に関する情報は、本号ではなく前号で判断することとなる。

法人等に関する情報又は事業を営む個人に関する情報は、当該法人等又は個人から「法令等に基づき権限により収集した情報」に限ることなく「任意に提供された情報」も含む。

- 6 「ただし、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、開示することが必要であると認められる情報を除く。」

ただし書は、法人等又は事業を営む個人の事業活動によって危害等（公害、薬害等）が生じ、又は生ずるおそれがある場合に、危害等の未然防止、拡大防止又は再発防止を図り、その危害から人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、開示することが必要であると認められる情報は開示とすることを定めたものである。この場合、現

実に危害等が発生している場合のほか、その発生の蓋然性が高い場合も含まれ、その事業活動が違法又は不当であるか否かを問わない。

「開示することが必要であると認められる情報」に該当するかどうかについては、当該情報を開示しないことにより保護される法人等又は事業を営む個人の権利利益とこれを開示することにより保護される人の生命、健康、生活又は財産等の利益を比較衡量して判断することとなる。この比較衡量に際しては、開示することにより保護される利益の性質及び内容を踏まえる必要があり、特に、人の生活又は財産を保護する必要性の判断に当たっては、その侵害の内容、程度と保護の必要性を十分に検討する必要がある。

事業者の事業活動によって生ずる人の生命、健康、生活又は財産に対する危害等が現実に発生している場合のほか、その発生の蓋然性が高い場合において、当該事業活動に関する情報の開示がその危害等を排除し、拡大を予防し、又は発生を予防するために必要な場合の当該事業活動に関する情報が「開示することが必要であると認められる情報」に該当する。なお、法人等又は事業を営む個人の事業活動と人の生命、健康等に対する危害等との明確な因果関係が確認されなくても、現実に人の生命、健康等に対する被害等の発生が予想される場合もあり得る。

このただし書に該当するとして法人等に関する情報又は開示請求者以外の事業を営む個人の当該事業に関する情報が含まれている保有個人情報を開示しようとする場合には、法第86条第2項に規定する手続（第三者に対する意見書提出の機会の付与等）が必要となる。この場合、開示請求の事実を当該第三者に知られることにより、開示請求者の権利利益を侵害するおそれがあるので、開示請求者が特定されないこと、又は開示請求者の了解を得るなどの配慮が必要となる。

7 実施機関との契約先の名称等の取扱い（条例第4条第2号）

法第78条第2項では、情報公開条例で開示することとされている情報を条例で開示情報として定めることができることとされている。

熊本県情報公開条例第7条第3号ただし書後段では、「支出に係る行政文書であって法人等又は個人と実施機関との契約に関するものに記録されている情報のうち当該支出の相手方である法人等又は個人の名称又は氏名に係る部分」を開示情報と規定しているため、法第78条第2項に基づき、条例第4条2号により同情報を開示情報として規定している。

なお、「支出に係る行政文書であって法人等又は個人と実施機関との契約に関するものに記録されている情報のうち当該支出の相手方である法人等又は個人の名称又は氏名に係る部分」が、他の不開示情報に該当する場合には、不開示となる。

「実施機関との契約」とは、法人等又は事業を営む個人が、その事業活動において実施機関と締結した契約をいい、契約書の作成の有無を問わないものである。

「支出に係る行政文書であって法人等又は個人と実施機関との契約に関するもの」とは、法人等又は事業を営む個人と実施機関との契約に基づき、実施機関が、支出に関して作成し、又は取得した地方公共団体等行政文書をいう。

8 「開示することにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当

な利益を害するおそれがあるもの」(イ)

(1) 「権利」

信教の自由、集会・結社の自由、学問の自由、財産権等、法的に保護された権利一切を指す。

(2) 「競争上の地位」

法人等又は事業を営む個人の公正な競争関係における地位を指す。

(3) 「その他正当な利益」

ノウハウ、信用等法人等又は事業を営む個人の運営上の地位を広く含むものである。

(4) 「害するおそれ」

法人等又は事業を営む個人には株式会社、公益法人、宗教法人、学校法人その他の法人のほか、政治団体その他法人格のない団体など様々な種類、性格のものがあり、その権利利益にも様々のものがあるので、「害するおそれ」があるかどうかの判断に当たっては、法人等又は事業を営む個人の種類、性格や権利利益の内容、性質等に応じ、当該法人等又は事業を営む個人の権利の保護の必要性、当該法人等又は事業を営む個人と行政との関係等を十分考慮して適切に判断する必要がある。なお、この「おそれ」の判断に当たっては、単なる確率的な可能性ではなく、法的保護に値する蓋然性が求められる。

ア 「正当な利益を害するおそれがあるもの」とは、例えば次のような情報をいい、必ずしも経済的利益や競争上の概念でとらえられないものを含むものである。

(ア) 法人等又は事業を営む個人の保有する生産技術上又は販売上の情報であって、開示することにより、当該法人等又は事業を営む個人の事業活動が損なわれると認められるもの

(イ) 経営方針、経理、人事、労務管理等の事業活動を行う上での内部管理に属する情報であって、開示することにより、法人等又は事業を営む個人の事業活動が損なわれると認められるもの

(ウ) 結社の自由を保障し組織秩序を維持するため、社会通念上団体内部事項とされる情報のように、開示することにより、団体の自治に対する不当な干渉となる情報

(エ) その他開示することにより、法人等又は事業を営む個人の社会的信用、社会的評価、社会的活動の自由が損なわれると認められる情報

イ 次のような情報は、「正当な利益を害するおそれ」があるとは認められず、開示できると考えられる。

(ア) 法令等の規定により、何人でも閲覧できる情報（閲覧を当事者又は利害関係者のみに認めているものは、含まない。）

- ・ 法人に関する登記事項

(イ) 実施機関が公表することを目的として作成し、又は取得した情報（法人等又は事業を営む個人が公表について了承し、又は公表を前提として提供した情報を含む。）

- ・ 事業を営む法人等が作成した企業パンフレット等に含まれる事項
- ・ 報道広告等により法人等が公表した営業実績

(ウ) 県が従来から慣行上公表してきた情報で、かつ、今後も公表してもそれが事業を営むものの正当な利益を害しないと認められるもの

- ・ 県が作成した法人名簿等で従来公表してきたもの

(エ) 情報が加工、整理され、個々の事業を営むものが識別できなくなっているもの

- ・ 各種統計資料

(オ) 許可、免許、届出等に関する情報及び補助金の支出に関する情報で、企業ノウハウに係る部分を除いたもの

- ・ 法人設立許可申請書
- ・ 補助金交付申請書

9 「行政機関等の要請を受けて、開示しないとの条件で任意に提供されたものであって、法人等又は個人における通例として開示しないこととされているものその他の当該条件を付することが当該情報の性質、当時の状況等に照らして合理的であると認められるもの」(ロ)

本規定は、法人等又は事業を営む個人から開示しないとの条件の下に任意に提供された情報については、当該条件が合理的なものと認められる限り、不開示情報として保護しようとするものであり、情報提供者の信頼と期待を基本的に保護しようとするものである。なお、実施機関の情報収集能力の保護は、別途、法第78条第1項第7号等の不開示情報の規定によって判断されることとなる。

(1) 「行政機関等の要請を受けて、開示しないとの条件で任意に提供されたもの」

実施機関の要請を受けずに、法人等又は事業を営む個人から提供された情報は含まれない。ただし、実施機関の要請を受けずに法人等又は事業を営む個人から提供申出があった情報であっても、提供に先立ち、法人等又は事業を営む個人の側から開示しないとの条件が提示され、実施機関が合理的理由があるとしてこれを受諾した上で提供を受けた場合には、含まれると解する。

「要請」には、法令等に基づく報告又は提出の命令は含まれないが、実施機関が報告徴収権限を有する場合でも、当該権限を行使することなく、任意に提出を求めた場合は含まれる。

「開示しない」とは、法や熊本県情報公開条例に基づく開示請求に対して開示しないことはもちろんであるが、第三者に対して当該情報を提供しない意味である。また、特定の行政目的以外の目的には使用しないとの条件で情報の提供を受ける場合も通常含まれる。

「条件」については、実施機関の側から開示しないとの条件で情報を提供して

ほしいと申し入れる場合も、法人等又は事業を営む個人の側から実施機関の要請があったので情報は提供するが開示しないでほしいと申し出る場合も含まれるが、いずれにしても双方の合意により成立するものである。

また、条件を設ける方法については、原則として、調査票、協議書等の書面に、「他の目的に使用しない」、「公開しない」等の記載のあるもの、その他提供を受けるとき、提供者から開示しない旨の明示の条件が付されたものをいうが、黙示的なものを排除する趣旨ではない。

「任意に提供されたもの」とは、法令等の根拠に基づかず、相手方の協力等により実施機関に提供された情報をいう。なお、実施機関が法令等の定める権限に基づき強制的に入手し得る情報ではあるが、当該権限を行使せず行政指導等により任意の提供を受けたものについては、「任意に提供された」情報には該当しないものである。

- (2) 「法人等又は個人における通例として開示しないこととされているものその他の当該条件を付することが当該情報の性質、当時の状況等に照らして合理的であると認められるもの」

「通例として開示しないこととされているもの」に該当するためには、個別具体的な事情により当該情報が現に開示されていないというだけでは足りず、客観的にみて、当該法人等又は個人が属する業界、業種において、非公開とする慣行あるいは通常の見取りが存在し、当該情報の性質上、一般的に開示しないことが相当と認められることが必要である。

「当該条件を付することが…合理的であると認められる」とは、情報の性質、当時の状況のほか、県と事業者との関係等を考慮して、条件を付することが常識的にも理解できる場合に限られる。

「当時の状況等」とは、開示しないとの条件を付することの合理性の判断は、当該情報の提供当時の諸般の事情を基本として判断するが、必要に応じその後の事情の変化も斟酌して判断するとの趣旨である。したがって、開示しないとの条件で任意に提供された情報であっても、その後、提供者が公にしたもの、開示することについて提供者の承諾が得られたものについては、当該条件が解除されたものとみなすものである。

開示しないとの条件が付されていても、現に当該情報が公にされている場合には、本号ロには当たらない。

【運用】

本号イに該当する情報が含まれている可能性がある例としては、次のようなものが考えられる。

- (1) 会社の内部管理事項を記録した不当労働行為事件調書
- (2) 訴訟関係資料
- (3) 労働争議関係資料

第4号関係 国の安全等に関する情報

※ 実施機関は適用対象外。

第5号関係 公共の安全等に関する情報

【趣旨】

本号は、公共の安全等に関する情報の不開示情報としての要件を定めるものである。

【解説】

1 公共の安全と秩序を維持することは、国民全体の基本的利益を保護するために県に課された重要な責務であり、本号は、刑事法の執行を中心とした公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると実施機関が認めることにつき相当の理由がある情報を不開示情報とすることを定めたものである。

2 本号は、第7号と一部重複する内容を含んでいるが、一般行政上の事務事業と犯罪予防等とはその内容が性格的に異なる側面があるので、独立した不開示情報として設けたものである。

本号は、主に、公安委員会及び警察本部長において保有されている地方公共団体等行政文書に記録されている情報を対象にしているが、知事部局等において保有されている地方公共団体等行政文書に記録されている犯罪予防等に関する情報を含むものである。

本号に該当する情報を開示すれば、犯罪の予防、捜査等を有効かつ能率的に行うことが困難となる恐れがあるので、これを防止しようとするのが本号の趣旨である。その場合、犯罪の予防、捜査等に支障を及ぼすかどうかについては、専門的・技術的判断が必要であるため、実施機関が認めることにつき相当の理由がある情報を不開示とするものである。

3 本号は、犯罪の予防・捜査等に代表される刑事法の執行を中心としたものに限定する趣旨である。したがって、個人テロ等の不法な侵害行為からの人の生命、身体、財産等の保護に関する情報は本号の対象であるが、風俗営業等の許認可、伝染病予防、衛生監視等のいわゆる行政警察活動に関する情報は、本号の対象ではなく、第7号により開示・不開示が判断されることとなる。ただし、これらの行政法規に係る業務に関する情報がおよそ本号の対象からはずれるものではなく、風俗営業法違反事件や道路交通法違反事件等の犯罪捜査に支障を及ぼす情報や、これらの犯罪を容易にするような情報であれば対象となるものと解される。

4 「犯罪の予防、鎮圧又は捜査、公訴の維持、刑の執行その他の公共の安全と秩序の維持」

(1) 「犯罪の予防、鎮圧又は捜査、公訴の維持、刑の執行」は、「公共の安全と秩序の維持」の例示である。

「犯罪の予防」とは、刑事犯であると行政犯であるかを問わず、犯罪行為の発生を未然に防止することをいい、例えば、火薬庫台帳、警備日誌等のように、犯罪を誘発するおそれのある情報は、犯罪の予防の見地から、本号により不開示とするも

のである。なお、国民の防犯意識の啓発、防犯資機材の普及等、一般に公にしても犯罪を誘発し、又は犯罪の実行を容易にするおそれがない防犯活動に関する情報については本号に該当しない。

「犯罪の鎮圧」とは、犯罪が正に発生しようとするのを未然に防止したり、犯罪が発生した後において、その拡大を防止し、若しくは終息させることをいう。

「犯罪の捜査」とは、捜査機関が犯罪があると思料するときに、公訴の提起などのために犯人及び証拠を発見・収集・保全することをいう。犯罪捜査の権限を有する者は、刑事訴訟法(昭和23年法律第131号)によれば、検察官、検察事務官及び司法警察職員であり、司法警察職員には、一般司法警察職員と特別司法警察職員とがある。

「公訴の維持」とは、検察官が裁判所に対し特定の刑事事件について審判を求める意思表示をすることを内容とする訴訟行為を公訴の提起というが、この提起された公訴の目的を達成するため、終局判決を得るまでに検察官が行う公判廷における主張・立証、公判準備などの活動を指す。

「刑の執行」とは、犯罪に対して科される制裁を刑といい、刑法(明治40年法律第45号)第2章に規定された死刑、懲役、禁錮、罰金、拘留、科料、没収、追徴及び労役場留置の刑又は処分を具体的に実施することをいう。保護観察、勾留の執行、保護処分の執行、観護措置の執行、補導処分の執行、監置の執行、過料、訴訟費用、費用賠償及び仮納付の各裁判の執行、恩赦についても、刑の執行に密接に関連するものでもあることから、開示することによりこれら保護観察等に支障を及ぼし、公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがある情報は、本号に該当する。

(2) ここでいう「公共の安全と秩序の維持」とは、犯罪の予防、鎮圧又は捜査、公訴の維持及び刑の執行に代表される刑事法の執行を中心としたものを意味する。

刑事訴訟法以外の特別法により、臨検・捜索・差押え、告発等が規定され、犯罪の予防・捜査とも関連し、刑事司法手続に準ずるものと考えられる犯則事件の調査、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号)違反の調査等や、犯罪の予防・捜査に密接に関連する破壊的団体(無差別大量殺人行為を行った団体を含む。)の規制、暴力団員による不当な行為の防止、つきまとい等の規制、強制退去手続に関する情報であって、開示することにより、公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあるものは、本号に含まれる。

また、開示することにより、テロ等の人の生命、身体、財産等への不法な侵害や、特定の建造物又はシステムへの不法な侵入・破壊を招くおそれがあるなど、犯罪を誘発し、又は犯罪の実行を容易にするおそれがある情報や被疑者・被告人の留置・勾留に関する施設保安に支障を生ずるおそれのある情報も、本号に含まれる。

「その他の公共の安全と秩序の維持」とは、犯罪の予防、鎮圧等のほかに、これらには該当しないが、人の生命、身体、財産、社会的地位、名誉、自由等を危害から保護し、住民生活が平穏、正常に営まれている状態が阻害されたりすることのないよう保障し、あるいは、社会の風紀その他の健全な社会生活に必要な法規範等の

ルールが害されないよう保護し、それに対する障害を除去するために必要な警察活動等をいう。

一方、風俗営業等の許可、伝染病予防、食品、環境、薬事等の衛生監視、建築規制、災害警備等の、一般に開示しても犯罪の予防、鎮圧等に支障が生じるおそれのない行政警察活動に関する情報については、本号ではなく、第7号の事務又は事業に関する不開示情報の規定により開示・不開示が判断されることになる。

なお、法令違反の取締り等に関する情報は、一般的には、事務又は事業に関する情報（第7号）により対応することになるが、個別案件において本号に該当することがあり得る。

5 「支障を及ぼすおそれがあると当該行政機関の長又は地方公共団体の機関が認めることにつき相当の理由がある情報」

開示することにより、犯罪の予防、鎮圧、捜査等の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがある情報については、その性質上、開示・不開示の判断に犯罪等に関する将来予測としての専門的・技術的判断を要することなどの特殊性が認められる。このため、司法審査の場においては、裁判所は、本号に規定する情報に該当するかどうかについての実施機関の第一次的判断（認定）を尊重し、その判断が合理性を持つ判断として許容される限度内のものであるか（「相当の理由」があるか）否かについて審理・判断するのが適当であることから、このような規定振りとしているものである。

「支障を及ぼすおそれがある」とは、人の生命、身体、財産等の保護が図られなくなったり、公共の安全と秩序の維持のための警察活動等が阻害され、若しくは適正に行われなくなり、又はその可能性がある場合をいう。

【運用】

1 「支障を及ぼすおそれがある情報」とは、次のような情報である。

- (1) 犯罪の被疑者、被害者、参考人、情報提供者、捜査員等の関係者が特定され、その結果、これらの人々の生命若しくは身体に危害が加えられ、又は、その地位若しくは正常な生活が脅かされるおそれのある情報
- (2) 犯罪の目標となることが予想される施設の所在や警備状況に関する情報が含まれる情報
- (3) 犯罪の捜査等の事実又は内容に関する情報が含まれる情報
- (4) 犯罪の捜査等の手段、方法等に関する情報が含まれる情報
- (5) その他公共の安全と秩序の維持に支障が生ずるおそれのある情報

2 本号に該当する可能性がある例としては、次のようなものが考えられる。

- (1) 麻薬通報記録、麻薬覚醒剤協力調査報告書
- (2) 捜査関係事項の照会、回答

第6号関係 審議検討等情報

【趣旨】

本号は、行政における内部的な審議、検討又は協議が円滑に行われることを確保する観点から不開示情報を定めたものである。行政における内部的な審議等に関する情報の中には、担当者レベルの検討素案や機関として未決定の検討案のように未成熟な情報が多く含まれており、これらの情報が本人に開示されることにより率直な意見の交換が損なわれるなど、当該審議、検討又は協議に支障を及ぼすおそれがあるので、これを防止しようとする趣旨である。

【解説】

- 1 開示請求の対象となる個人情報記録されている地方公共団体等行政文書は、決裁、供覧等の手続を終了したものに限られないことから、国の機関、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人の内部又は相互間における意思決定前の審議、検討又は協議の段階において作成又は取得された文書であっても、組織的に用いるものとして現に保有していれば、対象となる。

このように、開示請求の対象となる地方公共団体等行政文書の中には、実施機関等としての最終的な意思決定前の事項に関する情報が少なからず含まれることになるため、これらの情報を開示することによって、その意思決定が損なわれないようにする必要がある。しかしながら、意思決定前の情報を全て一律に不開示とすることは、県がその諸活動を説明する責務を全うするという観点からは、適当ではない。そこで、個別具体的に、開示することによって実施機関の適正な意思決定に支障を及ぼすおそれの有無及び程度を考慮し、不開示とされる情報の範囲を定めることとしたものである。

- 2 国の機関、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人の内部又は相互間の審議、検討又は協議に関する情報が開示されると、外部からの圧力や干渉等の影響を受けることなどにより、率直な意見の交換又は意思決定の中立性が損なわれる場合がある。また、未成熟な情報が開示され、又は時期尚早の情報が開示されると、国民に無用の誤解や憶測に基づく混乱を生じさせ、又は投機を助長するなどして特定の者に利益を与え若しくは不利益を及ぼすおそれがあり得る。

本号は、審議、検討又は協議に関する情報について、検討途中の段階の情報を開示することの必要性を考慮してもなお、国の機関、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人の意思決定に対する支障が看過し得ない程度のものである場合には、当該審議、検討又は協議に関する情報を不開示とすることとしたものである。

- 3 「国の機関、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人の内部又は相互間」
 - (1) 「国の機関」には、国の行政機関だけでなく、内閣、国会、裁判所及び会計検査院（これらに属する機関を含む。）なども含まれる。
 - (2) 「地方公共団体」とは、熊本県の場合、県の全ての機関をいい、知事、行政委員会、監査委員、警察本部長、病院事業の管理者、議決機関及びこれらの補助機関又は事務局のほか、執行機関が設置する附属機関及びこれに類するものも含まれる。
 - (3) 「国の機関、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人の内部又は

相互間」とは、次のことをいう。

ア 県の機関の内部

イ 国、独立行政法人等、他の地方公共団体又は地方独立行政法人の内部

ウ 県の機関相互間

エ 県の機関と国、独立行政法人等、他の地方公共団体又は地方独立行政法人の相互間

オ 国、独立行政法人等、他の地方公共団体又は地方独立行政法人の相互間

4 「審議、検討又は協議に関する情報」

国の機関、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人の事務及び事業について意思決定が行われる場合に、その決定に至るまでの過程においては、例えば、具体的な意思決定の前段階としての政策等の選択肢に関する自由討議のようなものから、一定の責任者の段階での意思統一を図るための協議や打合せ、決裁を前提とした説明や検討、審議会等又は実施機関が開催する有識者、関係団体等を交えた研究会等における審議や検討など、様々な審議、検討及び協議が行われており、これら各段階において行われる審議、検討又は協議に関連して作成され、又は取得された情報をいう。

そのほか、会議、打合せ、意見交換、相談、文書等による照会、回答、調査研究等に直接使用するほか、これらに関連して、実施機関が作成し、又は取得した情報を含む。

5 「率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ」

開示することにより、外部からの圧力や干渉等の影響を受けることなどにより、率直な意見の交換又は意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがある場合を想定したもので、適正な意思決定手続の確保を保護法益とするものである。

例えば、審議、検討等の場における発言内容を開示すると、発言者やその家族に対して危害等が及ぶおそれがある場合には、他の不開示情報に該当する可能性もあるが、「率直な意見の交換が不当に損なわれるおそれ」が生じたり、また、実施機関内部の政策の検討がまだ十分でない情報を開示することによって、外部からの圧力により当該政策に不当な影響を受けるおそれがあり、「意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ」が生じる場合は、本号にも該当すると考えられる。

6 「不当に国民の間に混乱を生じさせるおそれ」

行政内部で審議中の案や事実関係の確認が不十分な情報などを開示することにより、国民の誤解や憶測を招き、不当に国民の間に混乱を生じさせるおそれがある場合をいう。適正な意思決定を行うことそのものを保護するのではなく、情報が開示されることによる国民への不当な影響が生じないようにする趣旨である。

7 「特定の者に不当に利益を与え若しくは不利益を及ぼすおそれ」

尚早な時期に、あるいは事実関係の確認が不十分なままで情報を開示することにより、投機を助長するなどして、特定の者に不当に利益を与え又は不利益を及ぼすおそれがある場合を想定したもので、上記6と同様に、事務及び事業の公正な遂行を図る

とともに、国民への不当な影響が生じないようにする趣旨である。

例えば、施設等の建設計画の検討状況に関する情報が開示されたために、土地の買い占めが行われて地価が高騰し、開示を受けた者等が不当な利益を得たり、あるいは違法行為の事実関係についての調査中の情報が開示されたために、結果的に違法・不当な行為を行っていない者が不利益を被ったりしないようにするものである。

8 「不当に」

上記5、6及び7のおそれの「不当に」とは、審議、検討等途中の段階の情報を開示することの必要性を考慮してもなお、適正な意思決定の確保等への支障が看過し得ない程度のものであることを意味する。予想される支障が「不当」なものかどうかの判断は、当該情報の性質に照らし、開示することによる利益と不開示にすることによる利益とを比較衡量した上で判断される。

9 合議制機関に関する情報の開示・不開示については、当該合議制機関の議事運営規程や議決等によって決せられるものではなく、当該合議制機関の性質及び審議事項の内容等に照らし、合議制機関における率直な意見の交換等を不当に損なうおそれがあるかにより個別具体的に判断されるものである。

10 意思決定後の取扱い等

審議、検討等に関する情報については、実施機関としての意思決定が行われた後は、一般的には、当該意思決定そのものに影響が及ぶことはなくなることから、本号の不開示情報に該当する場合は少なくなるものと考えられる。しかし、当該意思決定が全体として一つの政策決定の一部の構成要素であったり、当該意思決定を前提として次の意思決定が行われる等審議、検討等の過程が重層的、連続的な場合には、当該意思決定後であっても、政策全体の意思決定又は次の意思決定に関して本号に該当するかどうかの検討が行われるものであることに注意する必要がある。

また、審議、検討等が終了し意思決定が行われた後であっても、当該審議、検討等に関する情報が開示されると、国民の間に混乱を生じさせたり、将来予定されている同種の審議、検討等に係る意思決定に不当な影響を与えるおそれがあれば、本号に該当し得る。

なお、審議、検討等に関する情報のうち、調査データ等で特定の事実を記録した情報があった場合、例えば、当該情報が専門的な検討を経た調査データ等の客観的、科学的事実やこれに基づく分析等を記録したものは、一般的に本号に該当するとはいえないと考えられる。

【運用】

1 県の機関内部等における審議、検討又は協議に関する情報の例として、次のものがある。

生活保護法による保護の決定に係るケース診断会議録

2 「率直な意見の交換又は意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれその他当該審議、検討又は協議に支障を及ぼすおそれ」のある場合とは、次の場合が考えられる。

(1) 開示することにより、実施機関以外の者からの干渉、圧力等により率直な意見

の交換が妨げられ、又は中立的な意思決定ができなくなる場合

- (2) 未成熟な情報であって、開示することにより本人に不正確な理解や誤解を与える場合
- (3) その他開示することにより、審議、検討又は協議に支障を及ぼすおそれのある場合

第7号関係 事務事業情報

【趣旨】

- 1 本号は、事務又は事業の性質に着目し、国の機関、独立行政法人等、地方公共団体又は地方独立行政法人が行う事務又は事業の適正な遂行を確保する観点から不開示情報を定めたものである。
- 2 本号と第6号との違いは、本号が事務又は事業の遂行に関する情報であるのに対し、第6号は内部的な審議、検討等に関する情報であるという点にある。

【解説】

- 1 国の機関、独立行政法人等、地方公共団体又は地方独立行政法人が行う事務又は事業は、公共の利益のために行われるものであり、開示することによりその適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある情報については、不開示とする合理的な理由がある。

国の機関、独立行政法人等、地方公共団体又は地方独立行政法人が行う事務又は事業は広範かつ多種多様であり、開示することによりその適正な遂行に支障を及ぼすおそれのある事務又は事業の情報を事項的に全て列挙することは技術的に困難であり、実益も乏しい。そのため、各機関共通的に見られる事務又は事業に関する情報であって、開示することによりその適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある情報を含むことが容易に想定されるものを「次に掲げるおそれ」としてイからトまでに例示的に掲げた上で、これらのおそれ以外については、「その他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの」として包括的に規定している。

- 2 「国の機関、独立行政法人等、地方公共団体又は地方独立行政法人が行う事務又は事業に関する情報」

- (1) 「国の機関、独立行政法人等、地方公共団体又は地方独立行政法人が行う事務又は事業」とは、イからトに例示した事務又は事業のほか、国の機関、独立行政法人等、地方公共団体又は地方独立行政法人が単独で行う事務又は事業及びこれらが共同で行う事務又は事業の一切をいう。

- (2) 「事務又は事業に関する情報」とは、当該事務又は事業に直接かかわる情報だけでなく、当該事務又は事業の実施に影響を与える関連情報を含むものである。

- 3 「次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの」

- (1) 「次に掲げるおそれ」

「次に掲げるおそれ」としてイからトまでに掲げたものは、各機関共通的に見ら

れる事務又は事業に関する情報であって、その性質上、開示することにより、その適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると考えられる典型的な支障を挙げたものである。これらの事務又は事業の外にも、同種のものが反復されるような性質の事務又は事業であって、ある個別の事務又は事業に関する情報を開示すると、将来の同種の事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの等、「その他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれ」があり得る。

(2) 「当該事務又は事業の性質上」

当該事務又は事業の本質的な性格、具体的には、当該事務又は事業の目的、その目的達成のための手法等に照らして、その適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるかどうかを判断する趣旨である。

(3) 「適正な遂行に支障を及ぼすおそれ」

本規定は、実施機関に広範な裁量権限を与える趣旨ではなく、各規定の要件の該当性を客観的に判断する必要がある、また、事務又は事業が、その根拠となる規定・趣旨に照らし、個人の権利利益を保護する観点からの開示の必要性等の種々の利益を衡量した上で「適正な遂行」と言えるものであることが求められる。

「適正」とは、開示のもたらす支障だけではなく、開示による本人の利益も考慮して該当するかどうかを判断する趣旨である。

判断に当たっては、「支障」の程度は名目的なものでは足りず実質的なものであることが要求されること、また、「おそれ」の程度も単なる確率的な可能性ではなく法的保護に値する蓋然性が要求されるものであることに留意する必要がある。

4 「独立行政法人等、地方公共団体の機関又は地方独立行政法人が開示決定等をする場合において、国の安全が害されるおそれ、他国若しくは国際機関との信頼関係が損なわれるおそれ又は他国若しくは国際機関との交渉上不利益を被るおそれ」(イ)

(1) 「国の安全」とは、国家の構成要素である国土、国民及び統治体制が害されることなく平和で平穏な状態に保たれていること、すなわち、国としての基本的な秩序が平穏に維持されている状態をいう。具体的には、直接侵略及び間接侵略に対し、独立と平和が守られていること、国民の生命が国外からの脅威等から保護されていること、国の存立基盤としての基本的な政治方式及び経済・社会秩序の安定が保たれていることなどが考えられる。

(2) 「国の安全が害されるおそれ」とは、これらの国の重大な利益に対する侵害のおそれ(当該重大な利益を維持するための手段の有効性を阻害され、国の安全が害されるおそれがあると考えられる場合を含む。)をいう。

(3) 「他国若しくは国際機関」には、我が国が承認していない地域、政府機関その他これに準ずるもの(各国の中央銀行等)、外国の地方政府又は国際会議その他国際協調の枠組みに係る組織(アジア太平洋経済協力、国際刑事警察機構等)の事務局等を含む。

(4) 「他国若しくは国際機関との信頼関係が損なわれるおそれ」とは、他国等との間で、相互の信頼に基づき保たれている正常な関係に支障を及ぼすようなおそれをい

う。例えば、開示することにより、他国等との取決め又は国際慣行に反することとなる、他国等の意思に一方的に反することとなる、他国等に不当に不利益を与えることとなるなど、我が国との関係に悪影響を及ぼすおそれがある情報が該当すると考えられる。

(5) 「他国若しくは国際機関との交渉上不利益を被るおそれ」とは、他国等との現在進行中の又は将来予想される交渉において、我が国が望むような交渉成果が得られなくなる、我が国の交渉上の地位が低下するなどのおそれをいう。例えば、交渉（過去のものを含む。）に関する情報であって、開示することにより、現在進行中の又は将来予想される交渉に関して我が国が採ろうとしている立場が明らかにされ、又は具体的に推測されることになり、交渉上の不利益を被るおそれがある情報が該当すると考えられる。

5 「独立行政法人等、地方公共団体の機関（都道府県の機関を除く。）又は地方独立行政法人が開示決定等をする場合において、犯罪の予防、鎮圧又は捜査その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれ」（ロ）

※「第5号関係 公共の安全等に関する情報」参照。

6 「監査、検査、取締り、試験又は租税の賦課若しくは徴収に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれ」（ハ）

(1) 「監査」とは、主として監察的見地から、事務又は事業の執行及び財産の状況の正否を調べることをいう。行政が権限に基づいて行うもので、監査委員が行う監査等がある。

(2) 「検査」とは、法令の執行確保、会計経理の適正確保、物資の規格、等級の証明等のために帳簿書類その他の物件等を調べることをいう。行政が権限に基づいて行うもので、高圧ガス立入検査、火薬類販売所立入検査等がある。

(3) 「取締り」とは、行政上の目的による一定の行為の禁止、又は制限について適法、適正な状態を確保することをいう。行政が権限に基づいて行うもので、県税犯則取締り、漁業取締り等をいい、類似の事務事業として税務調査、指導、監督、各種監視・巡視等がある。

(4) 「試験」とは、県又は国、独立行政法人等、他の地方公共団体若しくは地方独立行政法人が行う人の知識、能力等又は物の性能等を試す資格試験、採用試験等をいう。

(5) 「租税の賦課若しくは徴収」

「租税」には、国税、地方税がある。「賦課」とは国又は地方公共団体が、公租公課を特定の人に割り当てて負担させることをいい、「徴収」とは、国又は地方公共団体が、租税その他の収入金を取ることをいう。

(6) 「正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれ」

上記の監査等の事務は、いずれも事実を正確に把握し、その事実に基づいて評価、

判断を加えて、一定の決定を伴うことがある事務である。

これらの事務に関する情報の中には、例えば、監査等の方針、内容等に関する情報（監査等の対象、実施時期、調査事項等の詳細な情報）や、試験問題等のように、事前に開示すると、適正かつ公正な評価や判断の前提となる事実の把握が困難となったり、行政客体における法令違反行為又は法令違反には至らないまでも妥当性を欠く行為を助長したり、巧妙に行うことにより隠ぺいをするなどのおそれがあるものがあり、このような情報については、不開示とするものである。また、事後であっても、例えば、監査等の方針、内容や違反事例等の詳細について、これを開示すると、今後の法規制を免れる方法を示唆することになるようなものは該当し得ると考えられる。

7 「契約、交渉又は争訟に係る事務に関し、国、独立行政法人等、地方公共団体又は地方独立行政法人の財産上の利益又は当事者としての地位を不当に害するおそれ」
(二)

- (1) 「契約、交渉又は争訟」は、国、独立行政法人等、地方公共団体又は地方独立行政法人が当事者となるものに限定される。
- (2) 「契約」とは、相手方との意思表示の合致により法律行為を成立させることをいう。
- (3) 「交渉」とは、当事者が、対等の立場において相互の利害関係事項に関し一定の結論を得るために協議、調整などの折衝を行い、相手方との話し合いにより取り決めを行うことをいう。その種類としては、補償、賠償に係る交渉、土地等の売買に係る交渉、労務交渉等がある。県の行財政運営の推進のための外国、国、他の地方公共団体、民間団体等に対する接遇、交際等に係る事務事業である「渉外」も含まれる。
- (4) 「争訟」とは、訴えを起こして争うことをいう。訴訟、行政不服審査法に基づく審査請求その他の法令に基づく不服申立てがある。また、類似の事務事業として争訟に発展するおそれのある紛争の処理がある。
- (5) 「国、独立行政法人等、地方公共団体若しくは地方独立行政法人の財産上の利益又は当事者としての地位を不当に害するおそれ」

国、独立行政法人等、地方公共団体又は地方独立行政法人が一方の当事者となる上記の契約等においては、自己の意思により又は訴訟手続上、相手方と対等な立場で遂行する必要がある、当事者としての利益を保護する必要がある。

これらの契約等に関する情報の中には、例えば、用地取得等の交渉方針や用地買収計画案を開示することによって、適正な額での契約が困難になり財産上の利益が損なわれたり、交渉や争訟等の対処方針等を開示することによって、当事者として認められるべき地位を不当に害するおそれがあるものがあり、このような情報については、不開示とするものである。

「国、独立行政法人等、地方公共団体又は地方独立行政法人の財産上の利益又は当事者としての地位を不当に害するおそれ」のある情報としては、契約等の方針、内容等のうち、公表されていない、いわゆる「手の内」に関する情報が該当する。

なお、「不当に害するおそれ」とは、開示のもたらす支障が「不当」と判断できる場合に例外的に不開示とするものであることに留意する必要がある。具体的には、支障が重大で、不開示とすることに合理性が認められる場合などに限定されることになる。

8 「調査研究に係る事務に関し、その公正かつ能率的な遂行を不当に阻害するおそれ」
(ホ)

国の機関、独立行政法人等、地方公共団体又は地方独立行政法人が行う調査研究（ある事柄を調べ、真理を探究すること）の成果については、社会、国民等にあまねく還元することが原則であるが、成果を上げるためには、従事する職員が、その発想、創意工夫等を最大限に発揮できるようにすることも重要である。

調査研究に係る事務に関する情報の中には、例えば、①知的所有権に関する情報、調査研究の途中段階の情報などで、事務が完了した時期などに公表することがあらかじめ予定されているのに、一定の期日以前に開示することにより成果を適正に広く国民に提供する目的を損ね、特定の者に不当な利益や不利益を及ぼすおそれがあるもの、②試行錯誤の段階の情報で、開示することにより、自由な発想、創意工夫や研究意欲が不当に妨げられ、減退するなど、公正かつ能率的な遂行を不当に阻害するおそれがあるものがあり、このような情報を不開示とするものである。

この項目においても「契約、交渉又は争訟」の場合と同様に、開示のもたらす支障が「不当」と判断できる場合に例外的に不開示とするものである。

なお、審議、検討又は協議に関連して行われる調査研究については、この号ではなく、第6号により判断することになる。

9 「人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれ」
(ヘ)

国の機関、独立行政法人等、地方公共団体又は地方独立行政法人が行う人事管理（職員の採用、退職、異動、懲戒、給与、研修その他職員の身分や能力等の管理に関すること）に係る事務は、当該機関の組織としての維持の観点から行われ、一定の範囲で当該機関の自律性を有するものである。

人事管理に係る事務に関する情報の中には、例えば、勤務評定や人事異動、昇格等の人事構想等を開示することにより、公正かつ円滑な人事の確保が困難になるおそれがあるものがあり、このような情報を不開示とするものである。

10 「独立行政法人等、地方公共団体が経営する企業又は地方独立行政法人に係る事業に関し、その企業経営上の正当な利益を害するおそれ」
(ト)

独立行政法人等、地方公共団体が経営する企業又は地方独立行政法人に係る事業に関連する情報については、企業経営という事業の性質上、第3号の法人等に関する情報と同様な考え方で、その正当な利益を保護する必要があり、これを害するおそれがあるものを不開示とするものである。

ただし、正当な利益の内容については、経営主体、事業の性格、内容等に応じて判断する必要があり、地方公共団体が経営していること又は独立行政法人等若しくは地方独立行政法人に係る事業であることに照らして、国民に説明する県の責務を重視し

た判断が必要になるため、情報の不開示の範囲は同号の法人等とは当然異なり、より狭いものとなる場合があり得る。

- 1 1 イからトまでの事務又は事業ごとに掲げた支障は、典型的な支障を記述したものであって、当該事務又は事業における開示することによる支障は、これらに限定されるものではなく、開示すると、それぞれに記述した支障以外の支障がある場合であっても、「その他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれ」があるときは、本号により不開示とされるものである。

また、許可、入札、試験その他、事務事業の性質上、開示することにより、情報を得た者と得ていない者との間に不公平が生じ、特定の者に対して不当な利益又は不利益をもたらすおそれがある場合があるが、これも「その他当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの」に該当する。

「その他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれ」がある情報を整理すると、次のとおりである。

- (1) 開示することにより、事務事業を実施しても予想どおりの成果が得られず、当該事務又は事業を実施する意味を喪失し、当該事務事業の目的が損なわれる情報
- (2) 開示することにより経費が著しく増大することになる情報
- (3) その他開示することにより、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれのある情報

【運用】

- 1 本号には、県の機関が行う事務又は事業に関する情報のみならず、その内容、性質等が同様である国又は他の地方公共団体が行う事務又は事業の情報も含むものである。
- 2 本号ハにいう「正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれ」とは、監査等の計画やその方針、内容等のうち、公表されていない、いわゆる「手の内」に関する情報等が該当する。
- 3 本号ニにいう「国、独立行政法人等、地方公共団体又は地方独立行政法人の財産上の利益又は当事者としての地位を不当に害するおそれ」のある情報としては、契約等の方針、内容等のうち、公表されていない、いわゆる「手の内」に関する情報等が該当する。
- 4 本号ニにいう「不当に害するおそれ」とは、開示のもたらす支障が「不当」と判断できる場合に例外的に不開示とするものであることに留意する必要がある。具体的には、支障が重大で、不開示とすることに合理性が認められる場合等に限定されることになる。
- 5 本号ホにいう「不当に阻害するおそれ」とは、同号ニと同旨である。
- 6 本号に該当する可能性がある例としては、次のようなものが考えられる。
 - (1) 争訟に関する内部的な打合せ結果、準備書面の案、証人申請の案
 - (2) 税金、貸付金、賃貸料の滞納者に対する今後の処理方針等
 - (3) 公共用地等買収計画に係る処理方針、補償金の内容、金額等

第6 部分開示（法第79条関係）に係る審査基準

【法第79条】

（部分開示）

第79条 行政機関の長等は、開示請求に係る保有個人情報に不開示情報が含まれている場合において、不開示情報に該当する部分を容易に区分して除くことができるときは、開示請求者に対し、当該部分を除いた部分につき開示しなければならない。

2 開示請求に係る保有個人情報に前条第1項第2号の情報（開示請求者以外の特定の個人を識別することができるものに限る。）が含まれている場合において、当該情報のうち、氏名、生年月日その他の開示請求者以外の特定の個人を識別することができることとなる記述等及び個人識別符号の部分を除くことにより、開示しても、開示請求者以外の個人の権利利益が害されるおそれがないと認められるときは、当該部分を除いた部分は、同号の情報に含まれないものとみなして、前項の規定を適用する。

第1項関係 不開示情報が含まれている場合の部分開示

【趣旨】

本項は、保有個人情報の一部に不開示情報が記録されている場合における実施機関の部分開示の義務の内容及びその要件を明らかにするものである。

【解説】

1 開示請求があった保有個人情報は様々な要素からなり、当該開示請求に係る保有個人情報の一部が不開示情報である場合であっても、それが一部分にとどまる場合がある。

本項は、法において創設された開示請求権を十分尊重するため、開示請求のあった保有個人情報の一部に開示しない情報があっても、開示しない情報と開示する情報を容易に、かつ、開示請求の趣旨を損なわない程度に分離できるときは、当該保有個人情報の全体を不開示とするのではなく、開示しない情報を除いて、開示しなければならないことを定めたものである。

2 「容易に区分して除くことができるとき」

(1) 当該保有個人情報のどの部分に不開示情報が記載されているかという記載部分の区分けが困難な場合だけではなく、区分けは容易であるがその部分の分離が技術的に困難な場合（電磁的記録の場合等）にも部分開示の義務がなく、開示しない旨の決定を行うこととなることを明らかにしたものである。

「区分して除く」とは、不開示情報の部分とそれ以外の開示情報の部分とを概念上区分けし、不開示情報である部分を、当該部分の内容が分からないように墨塗り、被覆等を行い、物理的に除去することを意味する。

なお、保有個人情報の量が多く、時間・労力を要することは、区分・分離の容易性とは関係がない。

(2) 文書の記載の一部を除くことは、コピー機で作成したその複写物に墨を塗り再

複写するなどして行うことができ、一般的には容易であると考えられる。なお、部分開示の作業に多くの時間・労力を要することは、直ちに、区分し、分離することが困難であるということにはならない。

一方、録音、録画、磁気ディスクに記録されたデータベース等の電磁的記録については、区分して除くことの容易性が問題となる。例えば、複数の人の発言が同時に録音されているがそのうち一部の発言内容のみが本人の個人情報であり、他が不開示情報（他の者の個人情報）である場合や、録画されている映像中に不開示情報が含まれている場合などでは、不開示情報部分のみを除去することが容易ではないことがあり得る。このような場合には、容易に区分して除くことができる範囲で、開示すべき部分を決定することになる。

なお、電磁的記録について、不開示部分と開示部分の分離が既存のプログラムでは行えない場合は、「容易に区分して除くことができない場合」に該当する。

3 「当該部分を除いた部分につき開示しなければならない。」

(1) 部分的に削除すべき範囲は、文書であれば、一般的には、文、段落等を、表であれば個々の欄等を単位として判断することをもって足りる。

(2) 本項は、義務的に開示すべき範囲を定めているものであり、部分開示の実施に当たり、具体的な記述をどのように削除するかについては、実施機関の法の目的に沿った合目的な裁量に委ねられている。すなわち、不開示情報の記録部分の全体を完全に黒く塗るか、文字が判読できない程度に被覆するか、当該記録中の主要な部分だけ黒く塗りつぶすかなどの方法の選択は、不開示情報を開示する結果とならない範囲内において、当該方法を講ずることの容易さ等を考慮して判断することとなる。その結果、観念的にはひとまとまりの不開示情報を構成する一部が開示されることになるとしても、実質的に不開示情報が開示されたと認められないのであれば、実施機関の不開示義務に反するものではない。

4 部分開示決定は、部分不開示決定でもあることから、不開示決定の部分については、理由提示の義務が生ずる。

第2項関係 個人識別情報が含まれている場合の部分開示

【趣旨】

本項は、開示請求に係る保有個人情報に開示請求者以外の特定の個人を識別することができる情報又は個人識別符号が含まれている場合に、当該情報のうち個人識別性のある部分（個人識別符号を含む。以下同じ。）を除くことによる部分開示について定めるものである。

【解説】

1 「開示請求に係る保有個人情報に前条第1項第2号の情報（開示請求者以外の特定の個人を識別することができるものに限る。）が含まれている場合」

(1) 第1項の規定は、開示請求に係る保有個人情報に、不開示情報と不開示情報に該当しないものが混在している場合について、不開示情報でない部分の開示義務を

規定しているが、不開示情報に該当するひとまとまりの情報のうち、個人識別性のある部分を除くことにより開示しても支障がなくなる場合等、一まとまりの不開示情報のうちの一部を削除した残りの部分を開示することの根拠条項とはならない。

個人識別情報は、通常、個人を識別させる部分（例えば、氏名）とその他の部分（例えば、当該個人の行動記録）とから成り立っており、その全体が一つの不開示情報を構成するものである。

すなわち、通例は特定の個人を識別可能とする情報と当該個人の属性情報からなる「一まとまり」の情報の集合体であり、他の不開示情報の類型が各号に定められた「おそれ」を生じさせる範囲で不開示情報の範囲を画することができるのとは、その範囲のとらえ方を異にするものである。

しかし、個人に関する情報であっても、特定の個人を識別することができないものであれば、これを開示しても、プライバシーを中心とする個人の権利利益を害するおそれがないと認められる場合がある。

このため、第1項の規定だけでは、個人識別情報については全体として不開示となることから、氏名、生年月日等の特定の個人を識別することができることとなる記述等及び個人識別符号を除くことにより、残りの部分を開示しても個人の権利利益保護の観点から支障が生じないときには、部分開示とするよう、個人識別情報についての特例規定を設けたものである。

(2) 「開示請求者以外の特定の個人を識別することができるものに限る。」こととしているのは、「特定の個人を識別することはできないが、開示することにより、なお開示請求者以外の個人の権利利益を害するおそれがあるもの」（第78条第1項第2号本文の後半部分）については、特定の個人を識別することとなる記述等の部分を除くことにはならないので、他の不開示情報の類型と同様に不開示情報が記録されている部分を除いた部分につき開示することとなるためである。

2 「当該情報のうち、氏名、生年月日その他の開示請求者以外の特定の個人を識別することができることとなる記述等及び個人識別符号の部分を除くことにより、開示しても、開示請求者以外の個人の権利利益が害されるおそれがないと認められるとき」

(1) 個人を識別させる要素を除去することにより誰の情報であるかが分からなくなれば、残りの部分については、通常、個人情報としての保護の必要性は乏しくなるが、個人識別性のある部分を除いても、開示することが不適當であると認められるものもある。例えば、カルテ、作文などの個人の人格と密接に関連する情報や、個人の未発表の研究論文等、開示すると個人の権利利益を害するおそれがあるものが想定される。

このため、個人を識別させる部分を除いた部分について、開示しても、個人の権利利益を害するおそれがないものに限って、部分開示の規定を適用することとしている。

(2) 「氏名、生年月日その他の開示請求者以外の特定の個人を識別することができることとなる記述等」には、第78条第1項第2号に規定する「他の情報と照合することにより、開示請求者以外の特定の個人を識別することができることとなるも

の」が含まれる。

(3) 「開示しても、開示請求者以外の個人の権利利益が害されるおそれがないと認められるとき」とは、開示しても、人格的・財産的な権利利益等個人の権利利益を害するおそれがない場合をいう。したがって、個人の未発表の研究論文、研究計画等の財産権に関する情報や、カルテ、反省文等個人の人格と密接に関連する情報は、特定の個人を識別することができる部分を除いたとしても、開示することにより、なお開示請求者以外の個人の権利利益を害するおそれがあると認められることから、全部を開示しないこととなる。

3 「当該部分を除いた部分は、同号の情報に含まれないものとみなして、前項の規定を適用する。」

この規定により、個人識別情報のうち、特定の個人を識別することができることとなる記述等及び個人識別符号以外の部分は、個人の権利利益を害するおそれがない限り、第78条第1項第2号に規定する不開示情報ではないものとして取り扱うこととなり、第1項の部分開示の規定が適用される。したがって、他の不開示情報の規定に該当しない限り、当該部分は開示されることになる。

また、第1項の規定を適用するに当たっては、容易に区分して除くことができるかどうか要件となるので、個人を識別させる要素とそれ以外の部分とを容易に区分して除くことができない場合には、当該個人に関する情報は全体として不開示となる。

なお、個人を識別することができる要素は、第78条第1項第2号イからハまでのいずれかに該当しない限り、部分開示の対象とならない。

第7 裁量的開示（法第80条関係）に係る審査基準

【法第80条】

（裁量的開示）

第80条 行政機関の長等は、開示請求に係る保有個人情報に不開示情報が含まれている場合であっても、個人の権利利益を保護するため特に必要があると認めるときは、開示請求者に対し、当該保有個人情報を開示することができる。

【趣旨】

本条は、開示請求に係る保有個人情報に不開示情報が含まれている場合であっても、開示請求者に対し、当該保有個人情報を開示することができる場合があることを定めるものである。

【解説】

- 1 開示請求に係る保有個人情報に不開示情報が記録されているときは、当該不開示情報は開示しないこととなる。しかし、一般的には開示されないことの利益が認められる情報についても、個人の権利利益を保護するため、特に開示する必要があると認められる場合があり得る。本条は、このような場合について、実施機関の高度な行政的判断により、裁量的に開示することができることとしたものである。
- 2 「個人の権利利益を保護するため特に必要があると認めるとき」
第78条第1項各号の不開示情報の規定に該当する情報であるが、実施機関の高度の行政的な判断により、開示することに、当該保護すべき利益を上回る個人の権利利益を保護する必要性があると認められる場合を意味する。
第78条第1項各号においても、当該規定により保護する利益と当該情報を開示することによる利益との比較衡量が行われる場合があるが、本条では、第78条第1項各号の規定を適用したときに不開示となる場合であっても、なお開示する必要性があると認められる場合には、開示することができるとするものである。
したがって、不開示情報の規定により保護される権利利益があるにもかかわらず例外的に開示するものであるから、本条の適用に当たっては、不開示情報の規定により保護される権利利益と開示により保護される個人の権利利益を比較検討し、慎重に判断する必要がある。
- 3 本条により、国、独立行政法人等、地方公共団体、地方独立行政法人及び開示請求者以外の第三者に関する情報が含まれている保有個人情報を開示しようとする場合は、法第86条第2項の規定により、第三者に対する意見書提出の機会を付与しなければならない。

第8 存否応答拒否（法第81条関係）に係る審査基準

【法第81条】

（保有個人情報の存否に関する情報）

第81条 開示請求に対し、当該開示請求に係る保有個人情報が存在しているか否かを答えるだけで、不開示情報を開示することとなるときは、行政機関の長等は、当該保有個人情報の存否を明らかにしないで、当該開示請求を拒否することができる。

【趣旨】

本条は、開示請求の拒否処分の一態様として、一定の場合に、実施機関は、保有個人情報の存否自体を明らかにしないで、開示請求を拒否することができることを定めるものである。

【解説】

- 1 実施機関は、開示請求に係る保有個人情報が存在していれば、開示決定又は不開示決定を行い、存在していなければ不開示決定を行うことになる。したがって、保有個人情報の不存在を理由とする不開示決定の場合以外の決定では、原則として保有個人情報の存在が前提となっている。

しかしながら、開示請求に係る保有個人情報の存否を明らかにするだけで、第78条第1項各号の不開示情報を開示することとなる場合があり、この場合には、保有個人情報の存否を明らかにしないで開示請求を拒否できることとするものである。

- 2 「開示請求に係る保有個人情報が存在しているか否かを答えるだけで、不開示情報を開示することとなるとき」

開示請求に係る保有個人情報が具体的にあるかないかにかかわらず、開示請求された保有個人情報の存否について回答すれば、不開示情報を開示することとなる場合をいう。

開示請求に含まれる情報と不開示情報該当性が結合することにより、当該保有個人情報の存否を回答できない場合もある。例えば、本人から自分の病歴に関する情報の開示請求があった場合、当該情報は不開示情報に該当するので、不開示であると答えるだけで、当該本人の病歴の存在が明らかになってしまう。このような特定の事項を指定した探索的請求は、第78条第1項各号の不開示情報の種類のそれぞれについて生じ得ると考えられる。

- 3 「当該保有個人情報の存否を明らかにしないで、当該開示請求を拒否することができる」

保有個人情報の存否を明らかにしないで、開示請求を拒否する決定は、第82条第2項の開示をしない旨の決定を行うこととなり、申請に対する処分であることから、行政手続法(平成5年法律第88号)第8条に基づき、処分の理由を示す必要がある。提示すべき理由の程度としては、開示請求者が拒否の理由を明確に認識し得るものであることが必要であると考えられる。また、個別具体的な理由提示の程度については、当該情報の性質、内容、開示請求書の記載内容等を踏まえ、請求のあった保有個人情報

報の存否を答えることにより、どのような不開示情報を開示することになるかをできる限り具体的に提示することになる。

また、存否を明らかにしないで拒否することが必要な種類の情報については、常に存否を明らかにしないで拒否することが必要であり、開示請求に係る保有個人情報が存在しない場合であっても、本条の適用があることに留意する必要がある。例えば、保有個人情報が存在しない場合に不存在と答えて、保有個人情報が存在する場合にのみ存否を明らかにしないで拒否したのでは、開示請求者に当該保有個人情報の存在を類推させることになる。

- 4 開示請求を拒否するときは、開示請求に係る保有個人情報の存否を明らかにした上で拒否するのが原則であるが、この規定は、開示請求に係る保有個人情報が存在しているか否かを応えることで、不開示情報として守られるべき利益が害されてしまうときにおける例外的措置を定めたものであるため、その適用に当たっては、厳格に解釈し、濫用されるようなことのないようにしなければならない。

【運用】

- 1 本条に該当すると考えられる請求の例としては、次のようなものが考えられる。

- (1) 捜査関係事項照会・回答文書
- (2) 表彰候補者リスト
- (3) がん登録の届出

- 2 本条該当性の検討事例

「がん登録の届出」

- (1) 本人告知を家族等が嫌がり、家族のみに告知している。
 - (2) がん登録の情報（予後情報）提供について家族同意が取りにくい。
 - (3) 開示請求に応じることは、患者本人及び家族との信頼関係を失う。
 - (4) 同意なき提供は、医者及び医療機関の信用を失うおそれがある。
 - (5) 医者及び医療機関の協力なしでは、事業そのものが動かせなくなる。
- 等の理由から、存否応答拒否をする必要がある保有個人情報に該当する。

第9 保有個人情報訂正請求権（法第90条関係）に係る審査基準

【法第90条】

（訂正請求権）

第90条 何人も、自己を本人とする保有個人情報（次に掲げるものに限る。第98条第1項において同じ。）の内容が事実でないと思料するときは、この法律の定めるところにより、当該保有個人情報を保有する行政機関の長等に対し、当該保有個人情報の訂正（追加又は削除を含む。以下この節において同じ。）を請求することができる。ただし、当該保有個人情報の訂正に関して他の法令の規定により特別の手續が定められているときは、この限りでない。

(1) 開示決定に基づき開示を受けた保有個人情報

(2) 開示決定に係る保有個人情報であつて、第88条第1項の他の法令の規定により開示を受けたもの

2 代理人は、本人に代わつて前項の規定による訂正の請求（以下この節及び第127条において「訂正請求」という。）をすることができる。

3 訂正請求は、保有個人情報の開示を受けた日から90日以内にしなければならない。

【趣旨】

本条は、開示を受けた自己を本人とする保有個人情報の事実の誤りの訂正請求ができること及び実施機関における訂正義務について定めるものである。

第1項関係

【解説】

- 1 本項は、実施機関が保有する個人情報に事実の誤りがあつた場合、そのことによつて誤つた行政処分その他の行政行為がなされ、本人に思わぬ不利益が及んだり本人の権利利益を侵害するおそれがある。このようなことを未然に防止し、本人の不安感を取り除くため、開示を受けた者は、開示を受けた自己を本人とする保有個人情報が事実と合致していないと認めるときはその訂正を請求することができることを権利として定めたものである。
- 2 訂正請求権の対象は、自己を本人とする保有個人情報全てではなく、法等の開示決定により自己を本人とする保有個人情報として開示を受ける範囲が確定された次のものに限ることとしている。その理由は、制度の円滑かつ安定的な運営の観点から、対象となる保有個人情報を明確にし、手續上の一貫性を確保しようとしたことによる。
 - (1) 「開示決定に基づき開示を受けた保有個人情報」（本条第1項第1号）
実施機関が行つた開示決定に基づき開示を受けた保有個人情報をいう。
 - (2) 「開示決定に係る保有個人情報であつて、第88条第1項の他の法令の規定により開示を受けたもの」（同項第2号）
法の開示決定に係るものであれば、他の法令の規定により開示を受けたもので

あっても、開示を受けた範囲は確定していることから対象とすることとしたものである。

なお、「他の法令」には、法律、政令、府省令その他国の機関が定めた命令のほか、条例及びこれに基づく規則等が含まれる。

- 3 訂正請求の対象は「事実」である。「事実」とは、氏名、住所、年齢、生年月日、家族構成等の客観的な正誤の判定になじむ事項をいう。

したがって、個人に対する評価、判断、診断等のように客観的な正誤の判定になじまない事項について、その評価、判断、診断等が適当でない、不当であるということは、訂正請求の対象とすることができず、訂正をしない旨の決定をすることとなる。法における訂正請求権制度のねらいは、保有個人情報の内容の正確性を向上させることにより、誤った個人情報の利用に基づき誤った評価・判断等が行われることを防止しようとするものであるが、評価・判断等は個人情報の内容だけでなく、様々な要素を勘案してなされるものであるから、訂正請求は実施機関の判断等を直接的に是正することにまで及ぶものではない。ただし、評価した行為の有無、評価に用いられたデータ等は事実当たる。

なお、過去の一定の時点で保有した個人情報の内容が、現在では古くて正確でない場合であっても、保有した時点における資料として使用している限り、事実合致しているといえる。

- 4 「当該保有個人情報の訂正（追加及び削除を含む。…）」とは、事実合致していない保有個人情報の内容を事実合致する内容に直すことをいい、不完全な保有個人情報の内容や事実として確認できない保有個人情報の内容を削ることも含まれる。
- 5 「訂正（中略）を請求することができる」とは、訂正請求が権利であることを明らかにしたものである。

なお、このことは、個々の根拠、理由、方法等により行われる保有個人情報の訂正を制限し、又は禁止するものではない。むしろ、実施機関は、法第65条の規定により、保有個人情報について事実に関する誤りを発見した場合には、職権で当該保有個人情報を訂正し、保有個人情報の正確性を確保するよう努めなければならない。

第2項関係

【解説】

本項は、開示請求の場合と同様、本人の法定代理人及び本人の委任による代理人に、訂正請求を認めることを定めたものである。

第3項関係

【解説】

- 1 訂正請求は、保有個人情報の開示を受けた日から90日以内に行うことを要する。
- 2 期間の計算は、「保有個人情報の開示を受けた日」の翌日から起算して90日以内に、訂正請求書を投函等すれば足りる。「開示を受けた日」とは、事務所における開

示の場合には当該実施日、写しの送付の方法による場合には開示請求者に写しが郵送された日を指す。

- 3 請求期間を徒過している場合には、訂正請求をしようとする者に対して、再度開示請求を行う必要がある旨を教示する。再度の開示請求手続を経ることなく行われた訂正請求については、訂正しない旨の決定を行う。

第10 訂正義務（法第92条）に係る審査基準

【法第92条】

（保有個人情報の訂正義務）

第92条 行政機関の長等は、訂正請求があった場合において、当該訂正請求に理由があると認めるときは、当該訂正請求に係る保有個人情報の利用目的の達成に必要な範囲内で、当該保有個人情報の訂正をしなければならない。

【解説】

- 1 「訂正請求に理由がある」とは、実施機関による調査等の結果、請求どおり保有個人情報が事実でないことが判明したときをいう。
- 2 「利用目的の達成に必要な範囲内で、当該保有個人情報の訂正をしなければならない。」

訂正請求権制度は、実施機関の努力義務として定めている法第65条の「正確性の確保」を受けて、本人が関与し得る制度として設けるものであり、本条は第65条と同様に、利用目的の達成に必要な範囲内での訂正を義務付けるものである。訂正請求に係る保有個人情報の利用目的に照らして、訂正の必要がないときは、訂正する義務はない。

請求内容に理由があるかどうかを判断するために行う調査は、保有個人情報の利用目的の達成に必要な範囲で行えばよく、訂正をすることが利用目的の達成に必要なことが明らかな場合は、特段の調査を行うまでもない。

具体例としては、過去の事実を記録することが利用目的であるものについて現在の事実に基づいて訂正することを請求するような場合は、訂正する必要がないことが考えられる。

適切な調査を行ったにもかかわらず、事実関係が明らかにならなかった場合には、当該請求に理由があると確認ができないこととなるから、実施機関の長等としては、訂正決定を行うことはできない。ただし、運用上、事実関係が明らかではない旨を追記する等の適切な措置を講じておくことが適当な場合もあり得る。

第11 保有個人情報利用停止請求権（法第98条関係）に係る審査基準

【法第98条】

（利用停止請求権）

第98条 何人も、自己を本人とする保有個人情報が次の各号のいずれかに該当すると
思料するときは、この法律の定めるところにより、当該保有個人情報を保有する行政機
関の長等に対し、当該各号に定める措置を請求することができる。ただし、当該保有個
人情報の利用の停止、消去又は提供の停止（以下この節において「利用停止」という。）
に関して他の法令の規定により特別の手續が定められているときは、この限りでない。

(1) 第61条第2項の規定に違反して保有されているとき、第63条の規定に違反し
て取り扱われているとき、第64条の規定に違反して取得されたものであるとき、又
は第69条第1項及び第2項の規定に違反して利用されているとき 当該保有個人
情報の利用の停止又は消去

(2) 第69条第1項及び第2項又は第71条第1項の規定に違反して提供されてい
るとき 当該保有個人情報の提供の停止

2 代理人は、本人に代わって前項の規定による利用停止の請求（以下この節及び第12
7条において「利用停止請求」という。）をすることができる。

3 利用停止請求は、保有個人情報の開示を受けた日から90日以内にしなければならない。

【趣旨】

本条は、開示を受けた自己を本人とする保有個人情報について、法で定める取扱いに係
る規定に違反して取り扱われていると認める場合に、その利用停止を請求することができ
ること等を定めるものである。

第1項関係

【解説】

1 本項は、実施機関における個人情報の適正な取扱いを確保する趣旨から、開示を受
けた自己を本人とする保有個人情報について、①利用目的の達成に必要な範囲を超え
て保有されているとき、②違法又は不当な行為を助長し、又は誘発するおそれがある
方法により利用されているとき、③偽りその他不正な手段により取得されているとき
又は④所定の事由に該当しないにもかかわらず利用目的以外の目的のために利用さ
れ、又は提供されているときのいずれかに該当すると思料するときは、実施機関に対
し、その利用停止を請求することができることを権利として定めたものである。

2 「自己を本人とする保有個人情報」とは、法第90条第1項にいう「自己を本人と
する保有個人情報」と同義である。

3 「保有個人情報の利用の停止、消去又は提供の停止」の措置の請求
次のいずれかに該当すると思料するときに請求することができる。

(1) 「第6 1条第2項の規定に違反して保有されているとき」

一旦特定された利用目的の達成に必要な範囲を超えて個人情報を保有している場合をいう。

なお、法第6 1条第3項に違反して、当初の利用目的と相当の関連性を有すると合理的に認められる範囲を超えて利用目的の変更を行っている場合も、本項第1号により利用停止請求の対象となる。

(2) 「第6 3条の規定に違反して取り扱われているとき」

違法又は不当な行為を助長し、又は誘発するおそれがある方法により個人情報を利用している場合をいう。

(3) 「法第6 4条の規定に違反して取得されたものであるとき」

偽りその他不正の手段により個人情報を取得している場合であり、例えば、暴行、脅迫等の手段により取得した場合、個人情報の取得について定めた個別法規に違反して取得した場合等をいう。

(4) 「第6 9条第1項及び第2項の規定に違反して利用されているとき」

法が許容する限度を超えて利用目的以外の目的のために保有個人情報を利用している場合をいう。

(5) 「第6 9条第1項及び第2項又は第7 1条第1項の規定に違反して提供されているとき」

法が許容する限度を超えて利用目的以外の目的のために保有個人情報を提供している場合に請求することができる。

4 「利用の停止」とは、利用の全面的な停止だけでなく、一時停止を含む。

5 「消去」とは、当該保有個人情報の全部又は一部を記録媒体から消し去ることをいう。個人情報を匿名化することもこれに含まれる。

6 「提供の停止」とは、以後の提供行為を停止することをいう。

なお、この場合は、既に提供した保有個人情報の回収についてまで求めるものではない。しかし、違法な提供があったことに鑑み、提供先と連携をとりつつ、個人の権利利益侵害の拡大防止のため、適切な措置を講じる必要がある。

7 特定個人情報の特例

特定個人情報に係る利用停止については、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成2 5年法律第2 7号。以下「番号法」という。)第3 0条により、次の場合に請求することができる。

(1) 利用目的の達成に必要な範囲を超えて保有されている場合

(2) 違法又は不当な行為を助長し、又は誘発するおそれがある方法により利用されている場合

(3) 偽りその他不正な手段により取得されている場合

(4) 人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意があり、又は本人の同意を得ることが困難であるときに該当しないにもかかわらず、

利用目的の達成に必要な範囲を超えて利用されている場合

(5) 番号法第20条の規定に違反して収集され、若しくは保管されている、又は同法第29条の規定に違反して作成された特定個人情報ファイルに記録されている場合

(6) 番号法第19条の規定に違反して提供されている場合

なお、番号法第31条により、同法第23条第1項及び第2項に規定する記録に記録された特定個人情報については、利用停止請求の対象外とされている。

第2項関係

【解説】

本項は、開示請求の場合と同様、本人の法定代理人及び本人の委任による代理人に、利用停止請求を認めることを定めたものである。

第3項関係

【解説】

- 1 利用停止請求は、保有個人情報の開示を受けた日から90日以内に行うことを要する。
- 2 期間の計算は、「保有個人情報の開示を受けた日」の翌日から起算して90日以内に、利用停止請求書を投函等すれば足りる。「開示を受けた日」とは、事務所における開示の場合には当該実施日、写しの送付の方法による場合には開示請求者に写しが郵送された日を指す。
- 3 請求期間を徒過している場合には、利用停止請求をしようとする者に対して、再度開示請求を行う必要がある旨を教示する。再度の開示請求手続を経ることなく行われた利用停止請求については、訂正しない旨の決定を行う。

第12 利用停止義務（法第100条関係）に係る審査基準

【法第100条】

（保有個人情報の利用停止義務）

第100条 行政機関の長等は、利用停止請求があった場合において、当該利用停止請求に理由があると認めるときは、当該行政機関の長等の属する行政機関等における個人情報の適正な取扱いを確保するために必要な限度で、当該利用停止請求に係る保有個人情報の利用停止をしなければならない。ただし、当該保有個人情報の利用停止をすることにより、当該保有個人情報の利用目的に係る事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に著しい支障を及ぼすおそれがあると認められるときは、この限りでない。

【趣旨】

本条は、利用停止請求に対する実施機関の利用停止義務を明らかにするものであり、実施機関は、利用停止請求に理由があると認めるときは、当該実施機関における保有個人情報の適正な取扱いを確保するために必要な限度で、当該保有個人情報の利用停止をしなければならないことを定めるものである。

【解説】

1 「利用停止請求に理由があると認めるとき」とは、法第98条第1項第1号又は第2号に該当する違反の事実があると実施機関が認める場合をいう。その判断は、当該実施機関の所掌事務、保有個人情報の利用目的及び法の趣旨を勘案して、事実を基に客観的に行われる必要がある。

2 「個人情報の適正な取扱いを確保するために必要な限度で」

「個人情報の適正な取扱いを確保する」とは、法第98条第1項第1号又は第2号に該当する違反状態を是正する意味である。

「必要な限度」とは、例えば、利用停止請求に係る保有個人情報について、その全ての利用が違反していれば全ての利用停止を、一部の利用が違反していれば一部の利用停止を行う必要があるということである。

また、例えば、目的外の利用を理由として、本人から保有個人情報の消去を求められた場合には、個人情報の適正な取扱いを確保する観点から、当該目的外の利用を停止すれば足りる。この場合、当該保有個人情報を消去するまでの必要はなく、仮に消去してしまうと、本来の目的内での利用も不可能となり、適当でない。

3 「当該保有個人情報の利用停止をすることにより、当該保有個人情報の利用目的に係る事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に著しい支障を及ぼすおそれがあると認められるときは、この限りでない。」

利用停止請求に理由があることが判明した場合であっても、利用停止を行うことにより保護される本人の権利利益と損なわれる公共の利益との比較衡量を行った結果、

後者が優るような場合にまで利用停止を行う義務を課すことは、公共の利益の観点からみて適当でない。このため、このような場合には、利用停止をする義務を負わないこととしたものである。

- 4 利用停止は、請求に係る保有個人情報の適正な取扱いを確保する観点から行われるものであり、その効果の及ぶ範囲は、当該請求を受けた保有個人情報それ自体であり、当該情報に基づいて既になされた行政処分の効力に直接影響を及ぼすものではない。行政処分の効力自体の争いは、別途、当該行政処分を対象とする争訟手続により解決されるべき問題である。

申 請 先：熊本県警察本部広報県民課個人情報保護窓口

問合せ先：熊本県警察本部広報県民課情報公開係（電話 096-381-0110）